

平成29年第3回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成29年6月13日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	6月13日午前9時0分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 山 本 隆 史 3 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 城 内 敏 之 4 番 森 田 勝 6 番 植 田 い ず み 8 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長 政 策 推 進 課 主 幹 政 策 推 進 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 健 康 保 険 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 観 光 産 業 課 主 幹	岩 崎 万 勉 中 島 伊 三 郎 岡 弘 明 橋 本 雅 至 大 浦 孝 夫 瓜 生 浩 章 松 村 嘉 容 山 口 繁 雄 中 村 九 啓 辰 巳 育 弘 今 田 良 弘 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 島 野 千 洋 山 崎 孔 史 福 井 伸 幸 川 西 貴 通 東 川 雅 俊 浅 井 利 育 南 佳 子 川 端 康 嗣 西 岡 亨

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>都市建設課主幹 都市建設課主幹 教育委員会総務課主幹</p>	<p>竹 吉 一 人 勝 山 修 志 浦 井 久 嘉</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査</p>	<p>上 田 昌 弘 高 橋 恭 世 大文字 睦 美</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成 2 9 年 第 3 回 (6 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

平成 2 9 年 6 月 1 3 日 (火)

午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
7	12番	馬本 隆夫	<ol style="list-style-type: none"> 1 平群町斎場火葬業務及び修繕業務について 2 平群町防災行政無線は大丈夫か 3 中学校、及び2小学校に空調機器の設置を 4 (仮称) 矢田山に東西線道路を 5 公共交通空白地域の解消について
8	2番	城内 敏之	<ol style="list-style-type: none"> 1 「まち、ひと、しごと」施策の進捗状況 2 高齢者社会への提案
9	10番	窪 和子	<ol style="list-style-type: none"> 1 竜田川駅の早期バリアフリー化を 2 就学援助の入学前支給などを可能にする対応を 3 がん検診の受診率向上のため、個別検診の受診改善を
10	11番	下中 一郎	<ol style="list-style-type: none"> 1 平群町第5次総合計画の見直しについて
11	7番	山口 昌亮	<ol style="list-style-type: none"> 1 可燃ごみ減量へ生ごみ堆肥化の推進を 2 くろもと団地の管理について 3 今年度採用職員の昇級ルール改悪の撤回を 4 榎原地区の農地への土砂不法投棄の早期改善を

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。連日御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成29年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に6名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号7番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、大きく5点について一般質問をさせていただきます。明確な御答弁を御期待を申し上げます。

1点目につきまして、平群町斎場火葬業務委託及び火葬炉修理についてであります。

平群町斎場火葬業務については、平成17年開業時から民間会社に委託しております。火葬業務は競争入札を行わず、任意で決定した相手と特命随意契約が毎年されております。そこで、平成26年、27年、28年度の3年間の火葬業務委託費と人体火葬件数、町内、町外、生駒市等の合計でございます、の推移では、平成26年度は920万1,600円で357件、平成27年度は1,944万円で382件、これから生駒市が27年度から連携が始まっております。平成28年度は1,944万円でありましたが、議会の指摘を受けまして、86万4,000円の減額であり、1,857万6,000円で421件の推移でありました。また、平成29年度予算は、昨年度より約27%減の1,353万240円の委託費が計上されております。

火葬炉修理についても同様に、特命随意契約を毎年されております。平成26年、27年、28年度の過去3年間の工事費推移では、平成26年度は266万5,440円、平成27年度、210万6,000円、平成28年度、432万円が施行されました。また、平成29年度予算額は500万円計上されております。

そこで、お聞きをいたします。人体火葬件数は26年度に357件、27年度に382件、平成28年度は421件と、毎年増であるにもかかわらず、業務委託費は火葬件数に正比例すると思いますが、なぜ反比例するような委託費になっているのか、疑問視せざるを得ません。また、火葬炉は12年が経過し、老朽化対策など、今後は斎場施設の維持管理費が増が見込まれます。経費増に比べ、利用件数は葬儀に対し、社会情勢の変化により、家族葬がふえ、民間の葬祭場が利用され、使用料増は今後も見込まれません。過去3年間の火葬棟及び葬祭棟の使用料収入合計推移では、平成26年度は3,023万6,750円、平成27年度は2,822万500円、平成28年度は2,887万3,300円と、今後の使用料の伸びは期待はできません。

火葬業務費及び修理費は町単独費であり、経費削減に努力するのは当然のことではありますが、予算執行に対し、私には財政難の危機感が感じられません。したがって、火葬業務については、他の自治体が入札制度が導入されている団体もあり、来年度から入札制を導入すべきであり、また、火葬炉修理業務は、特許及び実用新案等の規制がかかった火葬炉ではないと思いますので、今年度から入札制度を導入すべきであると思いますが、いかがお考えですか。

次、2点目でございます。平群町防災行政無線は大丈夫か。

平群町防災行政無線は、災害時、緊急時の迅速かつ的確な通報により周知徹底を図るとともに、平常時の広報活動を円滑にして、住民の安全確保と福祉の増進に資するため平成5年度に設置されました。平群町防災行政無線の種類は同報型親局と屋外子局等の方式であり、アナログ方式であります。台数は、親局が平群町役場の会計課内に設置、屋外子局が37局が設置されております。

平群町防災行政無線の放送項目として、1番に非常時、災害その他緊急事項の通報及び連絡、2番としては、町政について周知または協力を必要とする事項、3番目、時報その他定期的な事項、4番目、その他町長が必要と認めた事項等が放送されております。

平成になって、阪神淡路、東日本、熊本等の大震災が発生、尊い命が奪われました。また、今後30年以内に中部、近畿、四国、九州地域に80%の確率で南海トラフ巨大地震が予想されております。いざ大地震の災害発生時に住民の安全確保のために防災行政無線が使用されますが、現在の平群町防災行政無線に疑問視をしており、質問をさせていただきます。

1番目、現在、親局は平群村時代に建設され庁舎内に設置されております。庁舎は耐震診断はもちろんのこと、耐震補強もできておらず、巨大地震発生時に崩壊する危険性があります。いつ巨大地震が発生するのかわかりません。速やかに親局を安全な施設に移転すべきであると、ことしの3月議会に指摘を

しましたが、それからの進捗状況をお知らせください。

2番目、町の防災行政無線の設置機器はアナログ方式であり、平成34年1月30日をもって使用ができなくなりますので、既存機器を約5年使用されるのか、また逆に、適合した機器の入れかえを考えておられるのか。どちらでございませうか。

三つ目、災害時の体制として、1、総括管理者は、災害が発生し、またそのおそれがあると予想されるところへは直ちに通信取扱責任者及び通信取扱者を無線局に勤務させ、防災行政無線の運用に必要な処置をとらなければならない。2番目として、通信取扱責任者及び通信取扱者は前項の命を受け、または察知したときは勤務時間内外を問わず、直ちに無線局に勤務し、運用責任者の指導を受け、通信の運用に当たる。3番目、時間外勤務体制として、運用責任者は勤務時間外に防災行政無線の運用の必要性が生じた場合は、通信取扱責任者及び通信取扱者に時間外勤務を命じ、通信の運用に当たらせるものとなっております。特に時間外勤務体制として、通信取扱者は何人体制でシフトを組んでおられますか。また、迅速な対応が必要なため、全員平群町内にお住まいの職員さんですか。お尋ねいたします。

大きく三つ目でございます。中学校及び小学校に空調設備機器の設置をでございます。

学校の施設は、子どもたちの学習生活の場であり、よりよい教育活動を行う施設でなくてはなりませんとともに、災害時には地域住民の避難所にもなるため、その安全性は極めて重要であります。国では、築25年以上経過した経年劣化による安全性・機能性に支障ある老朽施設の改善が強化されてきました。平群町の該当すべき公立学校は耐震補強されましたが、教育環境の整備として、老朽化したトイレ等は年次計画を策定、実施されておりますが、しかし、中学校、北、南小学校では普通教室の温暖化対策として扇風機が設置、子どもたちにとってよい教育環境施設とは言えません。

温暖化対策として空調機器設置は、教育環境施設向上だけではなし、災害時発生時に避難所としても必要な機器であります。現在の平群小学校が大規模改修に当たり、普通教室には扇風機が設置されておりましたので、空調機器設置をと強く要望、結果、設置され、子どもたちの学習生活のよい教育環境になりました。しかし、中学校、北小、南小に同様の教育環境をと要望、当時の教育課長は「厳しい財政下であり、年次計画を策定する。また優先順位として中学校、北小、南小」と回答されました。

数年前に優先順位は中学校、北、南小学校とは回答いただいておりますが、しかし、北小の冬季暖房対策にボイラーが使用されています。燃料は地下に5

キロのA重油タンクが設置されておりますが、約40年が経過しようとしております。国では、地下に埋設された貯蔵タンクから危険物の流出事故が発生したため、危険物の規制に関する規則等の一部が改正され、特に、直接埋設された鋼製一重殻タンクの規制強化が盛り込まれました。平成22年6月28日に公布、翌年の23年2月1日より施行されたものであります。空調設備設置の優先順位には変更ないでしょうか。また、3校の空調設備設置の年次計画をお聞かせください。

続きまして、4番目の（仮称）矢田山に東西線の道路をと。今回の質問については、平成6年6月議会が最初で、一般質問を初め13回の質問をしてまいりました。今日まで2市4町で組織された郡山土木協議会において、県に毎年（仮称）矢田山に東西線道路の事業化を要望していただき、感謝をしております。ことしも7月の26日に郡山土木協議会総会において、（仮称）矢田山東西線道路新設を県に要望していただけるものと切望しております。

（仮称）東西線、実現すれば、生駒市、三郷町、斑鳩町の一部地域、平群町等の1市3町の住民は、来年3月に奈良市七条西町2丁目、郡山市に隣接し、富雄川の東側にできる、患者を絶対に断らない命を救う最後のとりでとして、新奈良県総合医療センターが開設予定であります。医療機関として短時間で結ぶ救命トンネルとなり、住民の救急医療体制向上により、安心・安全なまちづくりの構築ができます。また、国道25号線の渋滞緩和を初めとして、各市町村の交通渋滞緩和、町の活性化、向上等に大きなメリットがあります。平群町にとって、公共交通等による利便性の向上、空き家対策の解消、若者の定住促進、企業誘致の推進等、日常生活から経済活動の活性化等に大きく期待をされます。私は、将来の平群町発展がかかっていると言っても過言でないと思っております。

そこで、質問させていただきます。昨年3月議会に（仮称）東西線の早期実現化を質問いたしました。担当課長は「平成14年度に現地調査やルート案の作成並びに試算等の資料づくりをした経過があります。改めて大和郡山市の担当部局と連携をとり、深く協議を図ってまいります」と御答弁をされました。また、町長が「東西線ができれば平群町は大きく発展します。今後は、上田市長としっかり連携をとりながら、平群町として推進に尽力していきたい」と回答されました。大和郡山市との1年3カ月の協議についての報告をお願いいたします。また、郡山土木協議会が開設されるまでに2市4町の関係職員が要望書調整会議を数回協議されますが、東西線事業化に向けての取り組みはどうなっているでしょうか。

5点目でございます。公共交通空白地域の解消を。デマンドタクシーはコミ

ユニティバスより運行収支率が高く、投資効果の期待と、住民の要望時間帯及び指定の場所から目的地まで移動サービスを提供することが可能で、コミバスにない利点が多く存在し、住民の移動手段確保に向け、心強い味方となります。私はコミバスとデマンドとの併用運行をすべきと定例議会ごとに御提案をさせていただいております。

官報に記載されておりました熊本県長洲町では、高齢者を中心に住民の足として定着し、町民の宝物という声が上がっている予約制乗り合いのタクシー事例を紹介、町長は「提案していただきました熊本県長洲町の事例について、調査研究をしてまいります」と昨年12月で答弁されました。ことしの3月議会に調査研究の結果の質問をいたしました。町長答弁では「本来は現地研修するのが本意であります、費用問題等でコンサルに委託し、約5万円」とのこと、また、職員が電話で取材をしたとの報告を受けました。町長の12月議会の先進地調査の答弁に、職員が長洲町へ研修に行かれるものと期待をしておりましたが、失望いたしました。

デマンド導入は、特に高齢者からの切実な要望があり、一議員として、6月議会までに自費で長洲町へ研修へ行ってまいるとその3月議会に明言をいたしました。3月議会後の4月21日から22日、1泊2日が高幣議員と2人で熊本県長洲町と熊本地震の激震地益城町に視察研修に行っていました。

21日は早朝5時20分に自宅を出発。長洲町では、午後1時30分から約2時間30分余り、総務保健福祉常任委員長、議会事務局長、まちづくり課長、定住促進係、企画調整係等担当職員が対応していただきました。事前に予約制、きんぎょタクシーといいますが、予約制乗り合いタクシーの質問を送ってまいりましたので、丁寧な回答、きんぎょタクシー導入の経緯を説明を受けました。

主な質問では、町が発注していた民間2路線バスは本数が少ないことから、乗る人が少ないから本数をふやせないとの負のサイクルに至っていた。また、バスが運行していない交通空白地帯に存在していたので、町民から「空気を運んでいるバス」との声が出始めたため、税金を投入するならば、もっと必要とされる公共交通を形にしようと、長洲・荒尾地域公共交通活性化会議が立ち上がり、行政、交通事業者、地域住民等によって見直しが始められました。これは長洲町の事例でございます。

民間2路線バス、町が委託したバスを廃止した経緯であります、まず、公共交通に対する意識など現状を把握するため、住民アンケートを実施。その後、見直し案として、A案の場合は路線バスを継続、B案、そのかわりバスを半分にしてデマンド乗り合いタクシーを導入、C案は路線バスを廃止し、デマンド乗り合いタクシーを導入との見直し3案を示しましたが、C案を決定するだけ

の意見収集に至らなかったため、参加者住民から「地域座談会に来られていない高齢者の声を聞いてほしい」との意見があったので、高齢者が集うグラウンドゴルフ場や地域の茶話会に担当職員が直接説明に出向き、意見を聞いた結果、生の声が今後の方向性を力強く後押しすることになった。C案、路線バスを廃止、デマンドタクシー導入を決定。平成23年10月から10人乗りのジャンボタクシー、きんぎょタクシーとありますが、2台が実施運行となりました。

その後、年々利用者が増加し、予約がとれない時間帯が発生。昨年10月には3台目が導入をされました。担当職員さんは「きんぎょタクシー導入に踏み切った答えは、住民の声を一番大切にしました。今後も住民の声を大切にし、地域が求めている公共交通実現のため頑張ってもらいます」との力強い説明を受けました。

そこで、御質問をさせていただきます。

1番、コミバス運行における事業評価の方法として目標並びに最低基準が設定され、継続運行ルートの見直し、事業の縮小、事業廃止などの毎年各ルートの評価基準が検証され、行われております。平成28年度の各ルートの検証結果とコミバス運行における評価基準について執行されていますが、お聞かせください。

2番目、現在、財政問題でデマンド交通を導入しないのかとの質問に、町長は「厳しい財政状況であり、10%もないコミバスの収支率については、吉新東路線拡幅並びにスーパーへの乗り入れなどルート変更で収支率をアップしていく」と、県目標値の20%を重要視していない答弁を繰り返されてこられました。平成28年度の各収支率は、中央循環ルートでは6.2%、西山間ルートでは6.9%、合計6.5%で、前年度7%より0.5%ダウンの結果となりました。過去数年間は国の補助金50%から100%のコミバス運行を実施してきましたが、しかし、本年度予算のコミバス運行委託費は約3,200万で、財源内訳として予算には50%の補助金となっておりますが、推進交付金をことし3月にコミバス運行計画を提出、4月には内示もなく、コミバス推進交付金が認可されず、コミバス運行委託費3,200万は町単独事業となりました。収支率を無視できない事態が発生。今後も収支率を無視されるのですか。その点、御答弁をお願いします。

3番目、熊本県長洲町のきんぎょタクシー導入に踏み切った答えは、地域住民が求めているものを模索するため、地域の座談会を開催し、地域座談会に来られない高齢者の声を聞くために、担当者は直接説明に出向き、意見を聞く。住民の声を一番大切にされた結果、デマンド型乗り合いタクシー実施が実現化されたわけでございます。平群町も、長洲町で高齢者の利用者にとっては宝物

と好評を得ているデマンド型乗り合いタクシーを参考にされ、地域住民が求めている公共交通を原点に戻って模索すべきと思いますが、いかがお考えですか。

以上、大きく5点について、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

1項目め、平群町斎場火葬業務委託及び火葬炉修繕についての御質問にお答えします。

火葬炉修理発注については、近隣自治体27カ所の状況を調査したところ、極めて特殊な設備でありますので、24カ所が特命随意契約で、3カ所については、見積もり合わせ、もしくは入札で執行されている状況であります。このことから、過去の実績などの状況を確認し、競争性が発揮されるように検討してまいります。火葬業務発注についても近隣自治体27カ所の状況を確認したところ、特命随意契約が11カ所、指定管理が6カ所、自治体直営が6カ所、見積もり合わせ、もしくは入札が4カ所でありました。

業務については、遺体を火葬するという人生終焉の儀式に直接携わる重大かつ特殊な業務でありますので、安心できる実績を確認する中、これについても競争性が発揮されるよう検討してまいります。

以上、回答します。

○議長

馬本君。

○12番

火葬炉修理及び火葬炉業務については特殊な設備並びに重大な業務であるので、各業者の実績等を加味して、競争性が発揮できるよう検討していくという前向きな御答弁をいただきました。今後ひとつよろしくお願いをしたいなど。

それと、27%、今年度ダウンになった、これにつきましては、火葬業務については来年度から競争性が発揮できるよう検討していくとの回答がありましたので、この回答は結構でございます。

以上で2点目のほう、よろしくお願いたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

2点目の町防災行政無線は大丈夫かということについてお答えをいたします。

本町の防災行政無線（同報系）は、平成5年度に当初整備され、操作卓等の

親局 1 局を役場本庁舎の本館内に設置し、スピーカーのついた子局 37 局を町内に設置しており、災害発生など非常時には、住民への避難情報等の伝達手段として、また、平常時には町イベントの広報手段として使用しております。

まず、1 点目の防災行政無線（同報系）の親局の移設についてですが、ことし 3 月議会におきましても議員より御指摘をいただきましたが、現在使用している既存設備は、平成 5 年度の運用開始より更新はされておらず、23 年が過ぎ、老朽化が進んでいるため、本庁舎内の耐震性のある安全な施設への移設は非常に困難な状況であると考えております。

次、2 点目の町防災行政無線（同報系）の入れかえについてですが、本町が使用している防災行政無線（同報系）につきまちはアナログ方式であり、平成 17 年の無線整備規制の改正に適合しておらず、平成 34 年 11 月 30 日までしか使用できないため、規格に適合したデジタル方式による新機種への入れかえを検討しなければならないと考えております。

次に、3 点目の町防災行政無線（同報系）の運用に係る勤務体制についてですが、現在、勤務時間内における平常時の町防災行政無線（同報系）放送は、総務防災課の職員が事前に音声を吹き込み、放送時間を登録し、放送しております。また、Jアラートによる緊急情報等につきまちは、連携システムにより、町防災行政無線が自動で起動し、指定された緊急情報を自動で放送するように設定をされております。なお、勤務時間外における体制につきまちは、現在シフト等は組んでおりません。また、防災担当職員につきまちは、課長以下 4 名体制で町内 3 名と町外 1 名となっております。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

操作卓、安全な施設に移動することが非常に老朽化しているため困難という御答弁をいただきました。不可能ならばどのような対応をまず考えておられますか。1 点目、お願いいたします。

2 点目について、新機種を入れかえを検討しなければならないということでございましたので、新機種の設置費用はどのぐらいの予算を考えておられますか。

また、3 点目につきまちは、シフトは組んでいないということでございましたので、早急に組んでいただくようお願いしたいんですけど、その点についても御答弁をお願いいたします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

1点目の不可能ならどういう対応を考えているのかということですが、基本的には操作卓等の親局は先に新設をしなければならないと考えております。ただ、費用につきましては、7,000万程度かかるんじゃないかというふうに考えております。

次に、2点目の新機種です。親局及び子局を含めた新設費用でございますけれども、総額で2億3,000万程度。先ほど言いました親局も含めての金額でございます。先行して親局を新設しても1億600万程度必要となりますので、町財政状況を考えますと、法的期限である34年までに、5年以内に整備していかねばならないかなというふうに考えております。

3点目の時間外勤務シフトですが、これにつきましては、早急に体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

7,000万ほど、親局新設する場合はかかるんやと。今の現状の親局は移動はできへんねと。したら大変なことになって、機能は働かなくなるという最初の答弁をいただいて。なら、親局の新設を考えておられるならばね、今年度補正予算並びに、この緊急な事態でございますので、来年度予算化するか、どっちかと思っておりますけれども、その点、まず1点目、財政的に非常に厳しい平群町でございますが、財政担当課の政策推進課長、ちょっとその財政の面から見て、それと、いつどういう事態が発生するかわからない防災行政無線の設置目的も鑑み、ひとつ御答弁をお願いしたい。

それと、2点目について、5年以内に整備を考えておるということでございますが、住民の生命、財産が守れない町政はあり得ないわけでありまして、緊急を要する問題であり、早急に全施設の整備を取りかかるのが本意であると思っておりますが、この点についても2億数千万円、1億6,000万。ことしから新設7,000万。親局を新設すればということでございますが、この点についても財政課として大浦君、どのようにお考えでございますか。ひとつ御答弁をお願いいたします。

それで、3番目については、シフトを組んでいなかった、早急に組みますと、その体制をとりますという御答弁をいただいたので、この点については、ひとつよろしくをお願いしたいということをお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、ただいま馬本議員から御質問賜りました防災行政無線の更新に伴います財政的な観点からということで、御質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、基本的な考え方というところでございますが、まず財政担当課といたしましては、事業担当課のほうから事業の必要性が高いというふうに判断され、予算要求がなされた事業につきましては、基本的に、やはり予算確保に努めなければならないとは考えております。ただ、単に担当課におきまして要求額や必要額を上積みして、この分だけ予算を措置というふうなものではなく、やはり、担当課のほうで一定、他の事務事業であったりとか、ほかの経費の削減等も考えていただいた上で財源を捻出し、それに努めていただくというのが、まず第一義ではないかというふうに考えております。

では、その上で改めて機器の更新をするということになりましたら、やっぱり、今お聞きをする中では、こういうふうなかなり多額の事業でございますので、何か国や県の有利な補助金等がないかということをもまず模索をするということが肝心ではないかなと考えております。

次に、そういった補助メニューが該当するものがないということでございましたら、地方債で対応する事業を実施するということをまず考えなければならないのかなと思っております。

今、担当課長のほうが申し上げました防災無線の事業につきましては、緊急防災・減災事業債というのが該当する事業となっておりますということでございます。この事業につきましては、起債、地方債のメニューの中では、かなり有利なといえますか、いいメニューでございますして、財政措置として充当率100%、ほんで、後々のいわゆる交付税算入というのが70%ある起債でございますので、起債としては非常に有利な起債ではなかろうかというふうに考えております。ただ、注視すべきは、幾ら有利な起債とはいえ、起債は起債、借入れは借入れでございますので、将来的な財政見通しもしっかり見た上で、その辺は対応してまいらないかなのかなというふうには考えておるところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

ちょっと改めて今、確認しますけども、財政厳しい折、必要性の高いものは

それでも予算化せねばならない。しかし、他の事業、担当課、総務防災課が自分の事務事業を削減して捻出しなさいという御答弁ですか。いや、そうじゃないですよ。全体で削減してこれはやっていかんないかな。その点、もう1回改めて、その御答弁いただけますか。僕のとり方、どちらですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず、今の御質問でございますが、答弁の中で基本的にはそれぞれの事業とはいえ、こういった防災行政無線事業でございます。全庁捉まえての事業でございますので、基本的には全庁の予算額を捉まえた上での調整ということになります。やはり、その辺、担当課としての意識は持っていたきたいというところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

大浦君、僕のとり方、最初合うてたと思うんだけど、意識持って防災行政無線は改革でけへん。これは町全域の問題やから。全住民約2万人の生命、財産、かかるとる話やからね。平成5年に設置されてから。もうそんだけたつわけや。これ、老朽化してるから。まして、デジタルになってないアナログですもん。平成34年には使えなくなる。まして、親局設置されてるところが移動もできない。こら、もう平群町にとっては緊急事態じゃない。というふうな認識を私はしてますよ。そら、各担当課のいろんな事業を削減しながら、そこへ重要視、ウエートの高いやつを持っていくというのは、そら、財政厳しい折の政策推進課長のお言葉でしょう。

そこで、町長、この問題については、平群町住民2万人の生命、財産がかかる大きな問題でございます。まして、行政防災無線の位置づけはどういう位置づけで設置されたということも先ほど述べたとおりでございます。町長、それを肝して、御答弁を願います。

○議長

町長。

○町長

この平群町の行政防災無線の問題につきましては、古い旧庁舎に機器があるという問題につきましては、一刻も早く安全な場所に移設することが非常に大切な課題でございます。したがって、先ほどから御答弁申し上げてますように、費用は多額な費用がかかりますが、緊急防災・減災事業債等の活用も含

めましてですね、早急に、まずは親機の移設、そして、引き続き子局の改善につきましても取り組んでまいらなければならないとっておりますので、今年度の補正は少し厳しいかもしれませんが、来年度予算には何とかその親機の移設につきましても盛り込みをいたしまして、早急な対応をとっていきたいと考えておりますので、ひとつ御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、今の御答弁、果たして、これ、皆、聞いててね、どうやら。「はい、わかりました。来年度予算でとっていただきます」というふうな事案を私はきょう、一般質問してるんじゃないんですよ。ひょっとしたら、あした大きな地震が揺れるかわからへん。本庁舎崩壊するかもわからへん。緊急事態ですよ、これ、町長。財政厳しい折ということは私も理解しております。そのかわり、2億数千万、3,000万かかるやつ全部、34年までまだ余裕あるからいいですよと私も認識してます。親局の移動7,000万ぐらいはね、ぐらい言うたら失礼やけど、これぐらいは補正予算にとって早急に対応するのが住民の代表者じゃないんですか、町長。財政、厳しい厳しい。確かに厳しいでしょう。平群町が崩壊して住民が多数の方が死亡となる、いろんなことが発生して防災無線も使えなかった。私、一議員としてどのように住民に申し開きするんですか。住民の生命はお金で買える問題やないんですよ、町長。そこら辺、改めて御答弁いただけますか。

○議 長

町長。

○町 長

議員の御指摘ももっともなことでございます。しかしながら、少なくとも緊急防災・減災事業債はぜひ活用したいなと思っておりますので、補正を行って、これが活用できると。実はあした、上京いたしますんで、このことにつきまして陳情の予定もしておるわけでございますけども、そのことも要望しながら、議員お述べのように補正で対応できるということになれば、もちろんその努力をいたしますけども、そういう努力をした上で、今年度補正上げてできるように最大の努力をしてまいりたいと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、それはそれで考えていただいたら結構なんですよ。「はあ、そうですか」

って私は座りませんよ。あした、ほんなら起債、発行できませんよって言われたら来年度になるんですか。そんなあほな話、一議員として辛抱でけまへんで。私たちも住民の信託受けた議員や。町長も2万人の代表の1人。町長はまして執行権者や。予算は計上できる、執行もできる。私たちが執行できるのは議長交際費だけですよ、基本的に血税は。そこをもうひとつ。何とか起債とっていただいたら一番うれしいんですよ。交付税算入のね。こないだ防災の森のような起債対応。そうでしょう。そのことをおっしゃっていただいているということは。そらもう、それは全くそのとおりです。けれども、答えとしては、それが、鋭意努力、上京して努力しますと。上京するというお言葉を聞いたのも、私もきょう初めてで。町長が東京行かれるというのはな。これはまあ別として、ええタイミングやったと思うてます、私自身。だから、それはそれでお願いをしていただきたい。もしも、ことし、それをとれなかった。来年度まで辛抱してくださいというふうな結果が出た場合、町長はどうお考えですか。

○町 長

議長、休憩。

○議 長

10時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時44分)

再 開 (午前10時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

町長。

○町 長

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。町の防災行政無線につきましても、緊急防災・減災事業債を活用することが最も効果的かなと思っておりますので、たまたま上京いたしますので、陳情するなど最大限の努力をしております。万一、この緊急防災・減災事業債が活用できない場合でも他の財源確保に努めるのは当然のことでございますけれども、いずれにいたしましても、最重要課題と認識いたしておりますので、本年度予算で対応してまいりたいというふうに御答弁させていただきます。

○議 長

馬本君。

○12番

それでね、私自身は町長やと思います。そらやっぱり、まずね、財政厳しいから、タイミングよく上京されるということで、あしたありましたので、私もよかったなと思うとります。それも起債が認可されることを私自身祈念をしております。それでも最重要課題である、それから29年度補正に計上していくということで御答弁いただきました。本当に町長の気持ちをわかりましたんで、ひとつよろしく願いをいたします。これはこれで結構です。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、馬本議員の大きな3項目めの中学校及び2小学校に空調機器の設置に関する御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の空調設備設置の優先順位に変更はないかとの御質問ですが、平成25年12月議会での一般質問で、「財政状況が厳しい状況であり、空調設備の整備については、今後の中長期的な大規模改修を計画する際に、施設の老朽状況を踏まえ、中学校、北小学校、南小学校の順番に整備計画を検討したい」と答弁をさせていただいております。

しかしながら、平群北小学校では、ボイラーの地下貯蔵タンクが平成30年3月31日で40年を迎え、耐用年数の期限が迫っている状況であります。漏洩対策として、タンク内部のコーティングなどの措置を講じる必要があります。これには相当程度の費用が新たに必要となってまいります。このために対策を講じてみても地下貯蔵タンクのみ数年程度の延命化ができるのみで、建物内の暖房設備、配管などが老朽化しているため、それらの修繕、改修もあわせて必要になります。費用対効果や今後のランニングコストなどさまざまな角度から検討しながら、地下貯蔵タンクの延命化か、もしくは空調機器を設置することも視野に入れ、財政当局とも協議、検討をしていきたいと考えておるところでございます。

次、2点目の御質問でございますが、3校の空調設備の年次計画についての御質問でございます。教育委員会といたしましても、計画的、継続的に事業を実施したいと思っておりますが、財源確保の見通しを立てることが非常に困難な状況でありますため、現時点で具体的に何年に実施するというような実効性ある年次計画を明確にお示しすることが困難でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

答弁とさせていただきます。

○議長

馬本君。

○12番

まず1点目、年次計画については、財政厳しい折で、実効性のない年次計画はつくっていないということで、一定それは理解をさせていただきました。

今、中学校並びに北小、南小の順番で25年度ですか、一般質問で御答弁をいただいているわけなんですけども、ボイラー用の地下タンク、5,000リッターですね、5キロの地下タンクが北小に埋設しておりますと。もう40年近くなると。危険物の規制等に関する法律の一部が改正をされました。そこで、お聞きします。地下タンクの改修費用は幾らぐらいかかりますか。また、空調機器を設置すれば幾らぐらいかかりますか。よろしくお願ひします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えをさせていただきます。

地下タンクなどを改修する費用につきましては、試算で約300万円程度であると試算しております。空調、エアコンを設置した場合の費用でございますが、平群小学校で設置した価格を参考に試算をさせていただきますと、普通教室と特別教室合わせまして、北小では16教室ということになると思うんですけども、それでエアコンの設置費用、それプラス、キュービクル、高圧充電設備の設置も合わせまして、教育委員会としましては、約3,500万円程度と試算をしておるところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

3,500万円なのか300万なのかという選択でございますが、そこで、ちょっとお聞きいたしますけども、教育委員会としてですよ、平群小学校と北小の教育環境の公平性を確立するという、お金の問題じゃないんですよ、立場上としてどちらを選択されますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えさせていただきます。

町全体としても財政上の大きな問題があるのは事実でございます。ただ、教

育委員会といたしましては、平群小学校と平群北小学校の教育環境の公平性を保つということでは、公平な教育環境に整えていきたいという考えでございます。

○議長

馬本君。

○12番

全く教育委員会の立場はそうでしょう。当然なる御答弁やと思います。けど、ここで大事なことはね、教育委員会、もう1回聞きますけども、ボイラータンクを改修されてもね、そのボイラーだけなんですよ。要するに、温暖化対策はされないわけ。ということは、これを重油タンクを改修ではなく、平群町の学生がね、公平なる教育環境を構築せねばならないということで御答弁いただいたんやから、私は北小に空調設備を設置すべきやというふうに思います。それは教育委員会と私の考えと一緒にございます。

そこで、300万で先ほどおっしゃいましたけども、それに対する老朽化してる配管、暖房機器等々、いろんな関係も修理していかなければならない、改修せねばならないでしょう。ひょっとしたらボイラーも取りかえなければならぬかも知れません。金額にしたら、私は数千万円のお金がかかるんじゃないかなという想定もしております。

そこで、財政上の問題として、政策推進課長に、えらい申しわけないですけども、政策推進課長としてね、財政ですね、いろいろ、あれば、財政、推進課長ね、ほんまに申しわけないけど、御答弁、つらい立場だと思いますけども、恐らく教育委員会の事務量を減額、先ほど御答弁されたように、精査されて、そっちのほうで計上していただきたいなという御答弁をいただくかわかりませんが、町長自身は、予算はゼロシーリングをされておられるわけでございますので、それも踏まえながら、もう嫌な質問かも知れませんが、大浦課長。御辛抱くださいね。財政課としての御答弁をお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの馬本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

御質問の中で一定御配慮いただいたようなところで、なかなか財政課的にもいい御答弁ができないかなというようなところでございます。先ほどの件と答弁、ちょっと重複するところがございますが、基本的には財政、非常に厳しい状況でございますので、一定行政需要に対しましては、やっぱりそれぞれ担当課のほうで一定自覚を持っていただいた上での財政執行ということに努めてい

ただきたいというふうには考えておるところでございます。

ただ、先ほど担当課長、答弁申し上げましたように、やはり、平群の将来しよって立っていただく子どもたちの教育環境の充実というのは、十分大変な大きな仕事であるというふうには理解しております。その上でさまざまな事業、ボイラーの修繕がいいのか、空調がいいのかというところの精査も含めまして、また、それぞれの事業につきまして、当然この事業につきましては全てが単独費というふうには考えてございませんので、一定教育費の補助金であるとか、先ほどの話ではございませんが、有利な起債のメニュー等を勘案しながら、ちょっと十分協議はしてまいりたいというふうには考えております。

○議長

馬本君。

○12番

国の補助金並びに起債、一般財源というた、教育施設でございますので、財源内訳は一応調べてます。そういう形でなると思います。

そこで、これもまた町長、政策的な話ですねけど、町長に最後はお聞きしますねけど、このままの状態だったらね、年次計画は財政厳しい折、実質実効性のない年次計画はなかなか、「立ててはどうですか」って、「立てます」って御答弁いただいたんやけど、実質立ててくれていなかったという結果でございますねけど、私は、現実はそのやっと思ったと思います。財政厳しいから。けども、今度タンクを改修することによって、それによって先ほど言いましたようにボイラー、配管、それから暖房機器とかいうようなお金は、僕は要ると思いますよ。それで改修だけでも、冬季の暖房対策でできるだけのことであってね、実質、温暖化対策はでき得ない。平群小学校の子どもさんのように温暖化対策はでき得ない。

町長は常に、少子化対策をやっていくということをおっしゃる。僕もそう思います。そのかわり皆一緒の、学生が同じ教育環境で学べる、また過ごせる環境を、やっぱり町長、つくらなければならんと思いますので、町長自身として、こっち3,500万か、片や数千万かという話でございますねけど、今、大浦担当課長がおっしゃったように、いろいろ財政の起債並びに補助金、いろんなメニューを研究して前向きに進んでいくような御答弁はいただいたんですけども、基本的にはその課の対応というふうな、最後に落ちが来るような感じをしましたんで、改めて町長にお聞きしますけど、前向きな大浦課長の御答弁とっていいですか。その点、どうですか。

○議長

はい、町長。

○町 長

順次ですね、教育環境の整備につきましては、きちっとした年次計画が立てられてないっていう点につきましては、申しわけなく思っているところですが、基本的には今、教育委員会総務課長が述べましたような順番で整備をしていきたいなと思っております。最終的にはどの子にも同じような教育環境で教育を受けていただくということが最終の目標でございます。

そこで、今回、貯蔵タンクの修理かどうかということでございますけども、ここはよく精査いたしまして、いずれにいたしましても、もう寿命もほとんど来てるということであれば、どちらかといえば、エアコンを導入していくという方向になるかと思っておりますけども、いずれにいたしましても町単独費での事業というのはなかなか困難でございますので、そこはですね、しっかり財源確保に努めまして、早期なエアコン設置ができるように最大限の努力をしてみたいと、このように考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、今、ボイラーのタンクをね、改修しても非常にもう40年して、老朽化してるやろうと。一時的な云々よりも学生の子どもたちには公平なる教育環境をつくっていききたいということで、そのかわり財源内訳については町単独ではできませんよと。国の補助金並びに起債を、いろいろメニューを見ながら調査するというところで。それと、早期に最大限の努力をして、北小学校の空調設備を設置するという御答弁をいただきましたんで、この点については、一日も早く北小の子どもたちが平群小学校と同じ教育環境になることを御祈念を申し上げまして、この質問はこれで結構でございます。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きな4項目め、(仮称)矢田山に東西線道路をという御質問についてお答えします。

まず、1点目の昨年3月議会以降の大和郡山市との取り組みですが、昨年の4月に大和郡山市を訪問し、(仮称)東西線の事業化については、両市町が積極的に郡山土木協議会の中で取り組むことを確認し、昨年の6月1日に開催されました平成28年度郡山土木協議会総会で(仮称)東西線建設を含む要望書を奈良県に提出しました。

続いて、2点目の今年度における協議会の取り組み状況につきましては、7

月26日に開催される総会に向けて担当者会議を数回行い、(仮称)東西線を含めた各市町の要望事項について協議しております。これまで(仮称)東西線は、大和郡山市と平群町の要望事項として、両市町が調査や研究を行い、ルートや工法、概算事業費などを示してまいりましたが、現在、県北西部の東西の主要な道路としては有料の第2阪奈道路と国道25号線があり、第2阪奈道路と国道25号線の約7キロメートルの区間は矢田山系に遮られております。この区間の東西に新たな道路ができることで、阪奈道路や国道25号線における慢性渋滞の緩和、さらには、防災面や経済的交流などさまざまなメリットが広域的に期待でき、しいては奈良県の道路ネットワークを形成する上で必要な路線であると、2市4町の共通認識として、奈良県へ強く要望する内容となるよう、事務者レベルではありますが、検討を重ね、取りまとめの作業を進めております。

いずれにいたしましても、(仮称)東西線の事業化に向けて、今後も引き続き、郡山土木協議会を通じ、2市4町が協力して積極的な取り組みや要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

1点目について、郡山市と協議を重ねていただき、両市町、市と町ですが、積極的に郡山土木協議会の中で取り組んでいただき、要望書を県に昨年度提出いただきましたことに感謝をいたしております。本当にありがとうございました。

2点目について、今年度7月26日に、また郡山土木協議会が開催されるに当たって、担当者の中で、前回と違って共通認識内容、2市4町の共通認識内容を担当者レベルで今、合意をまとめていただいたということで、まだ首長と言うたらいかんけど、町長並びに市長にはまだ提出されてないけども、そこでまとめていただいたということで、前回よりも、平群町と郡山市であったが、今度は2市4町、共同の認識ということで、担当者でつくっていただいたことには、非常に前向きに進んでいただいたことについて、まず、これについても感謝をいたすとともに、今後もより一層の努力をお願いを申し上げます。

そこで、町長にお聞きいたします。

2市4町の共通認識内容として、今度県へ提出される予定ですが、町長として、今後の取り組みとして具体的に御回答をお願いいたします。

○議長

町長。

○町 長

これまでは、2市4町の郡山土木協議会の中で平群町と郡山市の要望ということで県に上げておったわけですが、現在、今、課長が答弁申しましたように、担当者レベルでは2市4町、全市町がこぞって県へ要望するように協議しておりますので、次の総会におきましては、各トップの認識として、2市4町が全てそろって、この東西線の早期実現に向けまして県に要望していくということを私のほうからも発言をしていきたいというふうに考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

7月26日に今度開催されます郡山土木協議会において、2市4町で今度共同認識のものの内容の要望書、うちの町長みずからが皆さんのトップの方をお願いをし、具体的に話をし、実現化に向けて努力していくという心強い、力強いお言葉をいただきましたので、実現には非常に長い道のりになると思いますが、町長、ひとつ、新奈良医療センターも来年できますことです。住民の生命、財産のことも鑑みて、より一層の御努力をお願いを申し上げます。

この件については、これで結構です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、5点目の公共交通空白地域の解消についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の平成28年度の検証結果及び必要基準に基づく運行についてですが、平成28年度の実績としまして、南ルート9,694人、南北循環ルート8,153人、西山間ルート、10,297人となっております。前年度と比較をいたしまして、南ルートでは1,092人の減、南北循環ルートで698人の増、西山間ルートで2,032人の減となっております。

また、平群町地域公共交通総合連携計画に示されております需要基準につきましては、南ルートと南北循環ルートを合わせた中央循環ルートでは、最低需要基準1万8,200人に対しまして、乗降実績は1万7,847人でしたので、最低需要基準を353人下回りました。また、西山間ルートでは、最低需要基準人数1万人に対しまして、乗降実績は1万297人でしたので、最低需要基準を297人上回りました。結果、平成28年度の実績としまして、中央

循環ルートにつきましては、最低需要基準を満たすことはできませんでした。

次に、2点目の収支率についてですが、議員御指摘のとおり、平成28年度収支率につきましては、全体で約6.5%となっております。奈良県が示しております収支率指標20%の目標についても下回ってはおります。また、コミュニティバスの運行委託事業費につきましては、昨年度まで国の補助金等を活用し、事業を実施してまいりました。本年度につきましても、補助対象事業として、コミュニティバス運行計画を提出し、事業総額約3,200万円のうち、50%の1,600万円の補助申請を行いました。事業採択には至りませんでした。本年4月にはルート変更及びダイヤ改正を実施し、利便性の向上を図りつつ、通園、通学や町内での買い物など地域に密着した運行を目指すことで、利用者の増員、収支率についても改善してまいりたいと考えております。

次に、3点目の地域住民が求める公共交通についてですが、長洲町での民間2路線バス、これは町委託された、の廃止経緯の手法につきましては、今後、参考にはさせていただきますが、現時点ではコミュニティバスの運行を継続し、地域に根づいた身近な公共交通として住民の皆様親しみを御利用いただけるよう、より一層、周知、啓発など利用促進に努めてまいりたいと考えております。

また、今回のルート変更及びダイヤ改正により、利用者の増員を期待はしておりますが、万一、今後大幅に利用者が減少し、2年連続で最低需要基準に達しないことが現実となった場合は、コミュニティバスの廃止や減便も含め、本町の公共交通のあり方について、町の地域公共交通会議の中で議論してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

中央循環ルートは最低需要基準を満たすことができませんでしたと。ここで僕が質問してるのは、改めてでそこでお聞きしますけども、改めてですよ、評価基準は何のためにつくってんですか。設置されてるか。その点について、認識を新たにしたいので、もう1回、どういう関係で評価基準がつくってあるか、改めて定義を教えてください。

2点目について、収支率ですね、基本的に。財政厳しい折、収支率を無視するんですかということ僕を言いたいんですけども、7%の平均収支率が6.5%、0.5%ダウン、28年度はしておるわけですが、この中で実質上は、平成23年、24年、25年、26年、27年、28年、この6カ年

間は、これ、覚えててね、今まで補助50%もしくは100%いただいた年もありました。今年度29年度は補助金がゼロになりました。交付金がゼロになりました。100%町単独事業でございます。収支率、財政的な厳しい折とおっしゃるならば、収支率は無視はでき得ない状態になりました。そこで、改めて収支率ということについて御答弁をいただけますか。

3点目については、今、いつもの御答弁と一緒に、ルート変更とかバスダイヤのダイヤ改正とかいって、継続をそのまましていくということを常におっしゃるんですけど、今回違ったことが一つおっしゃった。ここの答弁で評価基準を尊重するようなものの言い方を先ほどされましたね。廃止とか継続とか縮小とかいう評価基準を。ほんで、2年間赤字であったらやるよと、可能性あるよと。

そこまで突っ込んでおっしゃった話ですけども、最低2年間連続という話ですけどもね、これもお話ししてきます。6年間で最低需要基準を達成した年は、これも中央循環ルートなんですけども、27年度のみ。あとは全部、最低需要基準を達成されておられません。28年度はこれ、達成されておられなかった、中央循環ね。ということは、2年連続ということは、考え方ですけども、ようここ、聞いてくださいや、2年連続というのは28年度、29年度どうなるかわかりませんが、30年度は新しく、新しくですよ、この29年度に最低需要基準を2年連続になったら廃止並びに評価基準を尊重するとなれば、29年度にいろんな、いろんなですよ、デマンドもあればいろんな公共交通の政策を御検討されるというふうに認識をいたしました。というのは、30年度予算にその予算は計上されなければならない。このままで2年連続とおっしゃるならば、最低需要基準は、29年度は30年の4月に結果しか出ません。ということは、29年度にその業務に入るよという認識でよろしいですかということを改めてお聞きします。どうですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず、1点目の評価基準ですけども、何のためにできたのかということでございます。評価基準につきましては、コミュニティバス運行における継続またルートの見直し、縮小、廃止などを判断するために設置されたものだというふうに考えております。

次、2点目の収支率について、再度どういうふうに考えてるんかということなんですけども、先ほども同じ答弁にはなるんですけども、本年4月にルート変更またダイヤ改正を実施し、通園、通学、また町内の買い物などの利便性の

向上も図りつつ、地域に密着した運行を目指すことで利用者の増員、イコール収支率の改善に今後も努めてまいりたいと考えておりますので、その点、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、3点目の住民の今後のコミバスの運行について、どういうふうにかえてるんかということでございますけれども、先ほども言いましたけれども、現在のコミュニティバスの運行をですね、やっぱり継続をして、地域に根づいた身近な公共交通として、また住民の皆様にも親しみを持ってもらえるよう、より一層周知、また啓発を努めてまいりまして、利用促進に努めてまいりたいと。とにかく今の状況を再度把握、見ながら、コミバス運行に努めてまいりたいというふうにかえております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

1点目については、評価基準ということは認識されて、それはそれでいいと思いますよ。けれども、評価基準は、絶対この定義は忘れたらあかんでということかを改めてこれ、言ってるわけでね、それについて、2番目については、もう1点目の定義はそれでよろしいですけどね、この収支率ですけどね、それ、改めて財政厳しい折、町長にちょっとお聞きしますねけど、今までは補助金50～100来てたわね。交付金来てたコミュニティバスが今度ゼロに、町単100%に今年度、29年度なったわけでございますが、財政厳しい厳しいっておっしゃったならば、今度、町単100%、それに伴う、伴うですよ、収支比率について、町長の見解を教えてください。収支比率についての評価の。

それと、3番目、先ほどお話ししたのは、見直しいただけるならばですよ、総務防災課長ね。やっぱりね、長洲町行ったらね、住民の求めているもの、住民でっせ、住民が求めているもの、やっぱり生の声をね、担当者が聞きに行って、これ、評価基準を上げようとかいろんなことを考えるなら、まずは新たにデマンドタクシー導入するとなればね、やっぱり生の声を聞きに行って検討。もう業務に入らなければならないじゃないかなというふうに思いますよ、今年度から。やっぱりね、向こうへ行ったら、地域地域でこっちから提案していかはるわけや。こういうやつ、どうですか。コミバスとデマンドタクシーの併用型というのを僕、提案させてもうてんねけど、それはそれ、また提案していただきたいんですけども、自分は自分の行政としてのいろんな提案をしながら住民に投げかけて、特に高齢者の方。デマンドタクシーをお使いの方は高齢者の方が90%でございますねん。その点もやっぱり利用者の方の「ああ、平群に

住んでよかったな」とお年寄りに言っていただけるような、行政づくりをともに、課長、ともにね、町長、ともに平群町、議会とともに行政と一緒にやっていこうじゃありませんか、町長。

それで、そこら辺の部分はどうですか。この1年間。住民の声を聞いていく。そらアンケートもいろいろあるでしょう。そのアンケートはええと思うねん、私は。職員がやっぱり住民のどこ、茶話会とか地域でゲートボールやったはるところとかね、いろんな集まりのどこへ行ってね、自治会の集会とかね、そういうところ、ちょっとお願いして、やっぱりいろんな声、お聞きになったらどうですか。言葉悪いけども、ええ見本が隣の三郷町にデマンドタクシーありますやん。そやから、私はタクシーにせえとは言うてませんよ。ジャンボタクシーになるかもわかりません。それはまた後の話としましょう。デマンドは一緒ですよということで、その点、課長、どうでっか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

住民の声を聞くという長洲町の手法につきましては、本当に参考にはなると考えております。ただ、先ほども述べましたように、今回、4月にルート改正、またダイヤの改正も行っておりますので、その状況を見きわめた上で、これがまた最低需要基準に、大幅に利用者が減少し、なったときには、そういうことも考えながら、今後対応してまいりたいと考えております。

「収支率」の声あり

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

収支率についてでございますけども、今回、国の補助金がいただけないということもありまして、収支については、やはり大事なことも考えておりますので、できるだけ収支率についても上げていくよう、また住民の方々にも一層の周知も啓発もして、コミバスに乗っていただくように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

総務防災課長、今、御答弁いただいたお話は何回もここで、議会で聞いている御答弁でございますねん。御回答ね。僕、言いたいのはね、そのダイヤ改正、ルート変更、常にこれで収支率を上げるとかね、評価基準を上げるとかね、おっしゃってきたわけでございます。果たして、どうやら、まだ生の声、聞きに行って、住民の声、聞きにいったやということも御答弁いただいてない。

そこで、ちょっと一つ、大事なことを最後に聞きますよ。先ほど、この1年間の最低需要基準を見据え、2年連続、最低需要基準を達成してなれば、評価基準の評価をしますと、これ、前向きな御答弁されたね。今回初めてやな、その御回答はね。となれば、2年ちゅうたら28年と29年度ですよ。となれば、先ほど言うてますよ。その29年度、結果出るのが4月なんですよ。4月の10日前後しかNCさんが持ってこられない。ということは、30年度予算を審議するのは3月違いますか。ということは、もうその準備をされようと、ええほうにとったら、そういうふう認識とってよろしいんかいな。デマンド入れて、もう2年な、2年連続もうこれやったら最低需要基準達成せえへんやろという行政側の認識持って、こういうさっきの御答弁いただいたから、29年度中に公共交通会議へ出せるようなデマンドタクシーを前向きにつつて、できるようにしようというふうにしておられるんか。

そのとり方、おかしいですか。何でやいうたらね、27年度は最低需要基準を達成してんの、1年だけ。そやから2年連続、この評価基準に書いてあんな、2年連続。ということは、「いやいや、馬本さん、違いますよ」と。「29年度、30年度の結果を見てやりまんね」と、これ、ちゃうやろな。ということはね、平成26年度で一応この評価基準は一定区切りついてんの、皆、御存じやと思う。けれども、このずうっと継承してはんねん、私の質問に対して。ということは、これ、生きてるつつうことよ。この質問で御答弁いただくつつうことはね。そのとり方はどうとったらよろしいんねん、町長。そこ、大事なことでせ。

○議 長

町長。

○町 長

コミバスのそもそもの出発点はですね、事業者が参入しない交通空白地を埋めるといふ大きな目的があったというふう認識いたしております。しかし、収支比率の問題もございます。乗っていただけない。乗っていただけないバスをいつまでも運行するということは、当然、税の公平な使い方からすれば非常に問題があると。それは議員御指摘のとおり、私も十分認識しているところでございます。

28年度、最低需要基準に達しなかった。29年度も非常に厳しい状況にあるかなど。私どもといたしましては、ルート、ダイヤを改正いたしまして、多くの方に乗っていただけるように改正したつもりでございますので、当然さらにPRをいたしまして、多くの方に喜んで乗っていただけるコミバスを目指さなければなりません、それを一方でやりながら、29年度の前半、上半期、少なくとも結果を見ましてですね、29年度の予測を立てて、30年度に向けまして、いや、このままでいいのか、いや、ルート、ダイヤの見直しをするのかということ、もちろん地域の皆さんの意向を聞くということも作業も必要でございますけども、特に公共交通会議にかけながら、デマンド導入も含めまして広く議論をして、29年度末までに30年度以降のコミバスあるいは平群町の公共交通のあり方につきまして、一定の方向を出していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

町長、私、この質問ずうっとね、めんどくさいと思うてね、こんな気持ちのええ、きょうの議会、答弁ないよ、正直な話。もうこんな嫌なこと言いませんけどね、町長。私、これね、評価基準、みんな見てはると思うけど、目標基準があんねん、最低値を受けようちゅうことで。目標基準になって、中央循環、2万9,300人が4年後で3万5,400人になっとんです。この右上がり目標基準を上げたら。最低需要基準はそのままですよ。それはもういいんですけども、町長は29年度の前期の期間、運行を見据えながら、どれだけ乗っていただくか、それを見て一定の検証をしていきたいと。それについて、地域住民、いろんな方のその結果、またいろいろ、地域住民にも入り込んでお話も聞きに行くと。間違うたら言うて下さいや。よって、その結果を見て、デマンド交通も公共交通の一つの政策として、30年度の公共交通の平群町としてのあり方を29年度の後半に出していくという認識で捉えさせていただいたでよろしいですね。そこで、デマンドタクシー導入もあり得ますよということの認識で捉えさせていただきますんで、町長、違うかったら違うって言うて下さいよ。そういうことで、ひとつよろしくお願いします。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

発言番号8番、議席番号2番、城内君の質問を許可いたします。城内君。

○ 2 番

議長の許可をいただきましたので、質問を読み上げさせていただきます。大きく二つあります。

まず、まち・ひと・しごと施策の進捗状況についてお聞きしたいと思います。この問題については、昨年12月議会においていろいろと教えていただきました。人口問題は、今や国の重要な問題として取り上げられるようになってまいりました。奈良県においても、結婚支援に本腰を入れることになったとの新聞記事を読みました。こんな中で、今回は基本的な施策をお聞きしましたが、それぞれの施策について進捗状況をお聞かせください。

1、合計特殊出生率の改善と第3次平群のびのび子育てプランについて。先日、広報でこういう立派な資料を配布されておりまして、これでいろいろと勉強させてもらいました。人口ビジョンでは2030年には317人がさまざまな施策誘導により増加が見込まれ、合計特殊出生率は2.07と設定しています。どうもうまくいかないから下方修正するわという問題ではありません。出生率は町の存続に直接起因する重大な問題であり、その改善について、いかがお考えでしょうか。

また、出生率の向上と同様に、子育ての支援の充実は重要であり、現在策定している第3次平群のびのび子育てプランについてお聞きします。平成29年度から平成38年度までの切れ目のない子育て支援計画との副題がついています。平成14年にスタートして、「地域で互いに支え合いながら安心して子育てできる町」の基本方針のもと、地域ぐるみ、支え合い、ゆとり、自分らしさのキーワードを展開されてきました。第1期は、新たに食育や子どもの居場所などの課題が顕在化したとあります。第2期としては、安心して子を産み、健やかに育てることの基礎となる少子化対策としての意義に加え、妊娠、出産から子育てという長い期間の切れ目のない子育て支援を図ることを目的としたとあります。

特殊出生率のグラフは、ここにあるんですけど、まことに残念な数値を示しています。現在では、平群町では1.16。特殊出生率の3番目のページには今後の計画が書かれています。一つ一つが大変な事柄に思えてなりません。これを発行された保健福祉センターだけでなく、全庁的な取り組みとしてどのように推進されるのでしょうか。

また、定住化促進の現状について。定住化促進策としての奨励金とその後はいかなっておりましたでしょうか。

3番目、新たな雇用の創出について。コーナンの話は流れたと聞いていますが、後を埋めてくれる業者はあるのでしょうか。高齢化のために休耕地が空き

家と同様にふえていると聞いております。雇用創出に危惧を禁じ得ません。平群町では、ブランド認定を受けたイチゴやブドウ、バラなど高い品質の農産物があり、若い就農者を取り込むために休耕地の活用をすべきと考えています。就農のための農地法や壁になりそうな法律、そのための手助けは十分なのでしょうか。お考えをお聞かせください。

大きな二つ目としては、これはむしろ私の提案であります。超高齢者社会への提案として、全国的な傾向ながら、我が平群町の高齢者率は36.7に達すると聞いています。来るべき超高齢者社会への準備がそろそろ検討されるべき時期に達していると考えています。各市町村の対応はまちまちですが、平群町としてはいかにあるべきかを提案したいと考えています。

一つは、医療事前指示書。これは病気や不慮の事故などで、自分で判断や意思表示ができなかった場合を想定して、受たい医療などを前もって示しておくものです。がんなどの終末期やふえつつある認知症への備えとして注目されつつあります。これを提唱されている札幌市立大学看護部のスーディ神崎和代教授は「日ごろから人生の終末期にどんな医療を望むか。家族やかかりつけ医者とよく話し合い、意思を伝えて共有しておくことが大切」と言われています。

一方、医療や介護関係者で協力し、終末期に備えて患者本人が望む、または望まない医療について希望を聞くために参考となる冊子をつくっている団体もあります。

看取り（ホスピス）や緩和ケア（緩和デイケア）への理解。現在、奈良県には四つの病院で実施されています。がんによる心身の苦痛を和らげる緩和ケアを在宅の患者が日帰りで受けられる緩和デイケアという取り組みが始まっています。医療スタッフの支援を受けながら、患者たちが交流や創作活動をする。終末期だけでなく、診断早期から患者たちが集い、がんとのつき合い方を学び、自分らしく生きる道を見つける場所になっているそうです。

私事で恐縮ですが、つい先日まで高校の同窓会の幹事を一緒にしていた女性の夫が亡くなりました。阪大病院で心臓の手術を受け、予後のために緩和ケアの病院に転院されました。一月の予定が延び延びになるので、医者に時間をとってもらい、詳しく聞いたところ、患者の体力が想像以上に落ちているので、帰宅は期待できないと言われたそうです。だから、ここでもう死を待っとれということと言われたそうで、それ以後のつらさが思いやられます。それから彼女の気持ちを考えると気の毒で仕方がありませんでした。

ゴルフ仲間はその道の権威がいましたので、相談しましたが、「阪大病院とその病院のチームなら、奥さんが通いにくくても、自宅か地域の病院に変えたいでしょうが、今の状態がベストだと思うよ」との答えでした。それで、それか

ら数日して亡くなりました。病院の雰囲気感謝しながらリハビリも続けていた本人の気持ちを考えると、病院の関係者には感謝したいとの言葉でありましたが、終末期のケアについて考えさせられる一件でした。

次に、グリーフケアのあり方。グリーフというのは絶望とかそういうような意味ですけども、家族や友人など身近な人を亡くしたときの深い悲しみや喪失感を支えることと言われています。精神的なショックだけでなく、体調不良に至るケースがあり、事実の受けとめから日常生活までの復帰への過程で、医療従事者や臨床心理士など専門職によるサポートが必要な場合があります。米国では1960年代から提唱され、日本では阪神大震災を機会に知られるようになりました。

介護の現場の人に聞いてみました。すると、やっぱり、仕事の一環として聞いたことはあったが、システムとしてはないとのこと。これはまた実際、介護保険の範囲に入らないので、介護士自身が心配されて訪れてくれることは何回かあるそうですけども、費用の対象にならない。それから、ほかの予定もあるので、休みの日にでも訪れて、どうですかという声かけるぐらいしかできないというようなお話でした。現在では、現場ではこのことを知ってる人も少なく、提唱すれば介護現場の人の負担がふえるだけというのが現状だと思います。だからといって、ほっとくわけにはいきません。

以上、長々と述べましたが、これらのことが気楽に、忌憚なく話せ、相談できるセンターのようなものが必ずや必要になると思っています。唐突な話かと思いますが、これについて、将来的な町の考えをお聞かせください。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、城内議員1項目めのまち・ひと・しごと施策の進捗状況、1点目の合計特殊出生率の改善と第3次平群のびのび子育てプランについて御回答いたします。

合計特殊出生率は、女性が生涯子どもを産む割合を示し、議員がお述べのとおり、平群町は全国及び奈良県と比較しても低い水準です。こうした中、まち・ひと・しごと施策における子育て支援策として、出会いから妊娠、出産、子育ての各期におけるさまざまな施策や教育環境、住環境の整備を全庁的に展開しております。

健康保険課では、平成29年4月から妊娠を望まれる方への環境を整える施策として、一般不妊治療費助成事業を開始しています。また、妊娠届け時に妊婦の生活状況や心理的、社会的状況を把握し、妊婦一人一人についての支援計

画のアセスメントを行い、家庭訪問や電話相談を行うとともに、妊婦健康診査の結果も活用してハイリスク妊婦やその家庭の把握に必要な医療機関との連携などを行っております。さらに、妊婦同士や先輩ママとのつながりを深める場として「マタニティーばぶばぶ」を育児サークルと同時に行い、妊娠中の不安解消を行っております。

この第3次平群のびのび子育てプランの策定母体は、子どもの心の健康づくり普及推進委員会であり、住民代表のほか、保健、医療、福祉、教育の各行政担当者にも参加してもらっております。今回策定されたプランの意義は、安心して子どもを産み、健やかに育てることの基礎となる少子化対策としての意義に加え、妊娠、出産から子育てという長い期間の切れ目のない子育て支援を図ることを目的としています。これは、健康保険課だけで到底かなえるものではないと思います。関係機関、関係者との日々の密接な連携と適切な情報共有、協働がプランの実施のかなめと考えております。

以上でございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、城内議員の1点目でございます、まち・ひと・しごと施策の進捗状況の中で定住化促進の状況についてお答えを申し上げます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げております定住化促進をより具体的かつ直接的に進める施策といたしまして、定住促進奨励交付金の交付事業でございます。その申請件数につきましても、この戦略の中の重要業績評価指標として設定をしておるところでございます。

御質問にありました定住促進奨励金交付制度につきましては、平成26年4月に制度化をいたしまして、平成28年度から奨励金の交付を行っておりますところでございます。平成28年度の交付の実績につきましては、42件の申請件数がございました。交付金の金額といたしまして253万4,409円ございました。

属性というところで、年齢別の交付件数でございますが、20代、30代の交付者が全体の7割程度であったということから、一つの見方でございますが、若者世代の定住化に寄与した施策であったと認識しておるところでございます。

また、本年6月から今年度の交付申請を行っており、今後の申請件数に注視し、制度の検証や分析に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、この施策を効果的に実施するためには、町のイメージである「H E G

UR i c hの良好な暮らし」を広く認識していただくためのアピールや広報活動の展開が不可欠であり、このイメージを広く周知することについても定住化を促進するために重要であり、今後、可能な限り取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きな1項目めのまち・ひと・しごと施策の進捗状況の3点目の新たな雇用の創出についての中で、コーナンの後の業者はあるのかといった部分のお尋ねについて回答させていただきます。

コーナン商事株式会社より開発行為許可申請の取り下げを正式に、本年1月26日付で奈良県建築課に届出され、本年3月8日に本町は、県からの受理通知を受けております。

御質問のコーナン後を埋めてくれる業者については、コーナン商事株式会社と同じような小売販売業を主とした事業者の出店意向を確認しております。ただ、具体的な手続は進んでおりませんが、早期の出店を目指しておられるという状況であります。

以上です。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

観光産業課からは、若い就農者を取り込むための法的制限や支援策についてお答えいたします。

まず、法的制限についてですが、農地法では農地の取得や賃借をする場合、農地5反の耕作要件等が必要であり、農地法第3条により農業委員会の許可を得なければならないとされていますが、新規就農者等の農業者が農業者の育成を目的とした農業経営基盤強化促進法に基づき一定の手続を行うことにより、農地法の許可を受けることなく農地の取得や賃借を行うことができることになっております。この法律により、多くの新規就農者にとっては、農地法等の法的制限は大きな障壁となるものではないと考えております。

休耕地の活用については、利便性のよい休耕地については、小菊を中心に耕作され、利便性の悪い山間部等で耕作放棄地が増加しておりますが、耕作を行う場合、農地の水利や場所などの耕作条件のよい農地を確保していくことは大変重要であると考えており、新規就農者に対しましては、これまでも地元の農

業委員や農業者等により、農地のあっせんを行っているところでございます。

また、新規就農者への支援策についてですが、農地、資金、知識や技術面での支援が必要であります。これらについては、各種補助金制度や研修事業が用意されており、現在平群町においても新規就農者6名の方が補助金制度を活用され、一定充実しているものと考えております。

以上でございます。

○議長

城内君。

○2番

それぞれの御回答ありがとうございました。もうこれは繰り返しになるかと思いますが、うちの息子もそうですけども、結局、いろいろ聞いてみたら、若い、男の子は特に、親がおるし、土地もあるから平群町へ帰りたいと。ただ、結婚してしまうと奥さんの意向がありまして、どっちかというところへ引っ張られていると。うちの息子も千葉県の人と結婚したら、千葉に家を建てる言い出しまして、母親はかっかしておりますけども、これはどこも同じ事情かと思えます。そういう意味で帰りたい人は潜在的にあるということ、何回かお話ししたことあると思えますけど、確認しています。

そこで、前回もちょっと提案とまでいうんでなしに、意見として言うただけだったんですけども、前は三つの小学校の合同同窓会のような言い方したんですけども、そこまでやらなくても、中学校の同窓会でそういうような人たちと話し合っただけで町に帰ってくることを促すとか、そういう方法などを考えていただいたらありがたいなと思えます。

一つ目についてはこれで結構です。ありがとうございました。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、2点目にお答えをいたします。超高齢化社会における終末期について御提案いただきました。

1点目は、人生の終末期に自分で判断できなくなった場合を想定した医療事前指示書、2点目はホスピスと終末医療への理解、3点目は身近な人を亡くしたときの悲しみや喪失感を支えるグリーフケアのあり方を御提案いただきました。また、事例として、同級生の夫の終末ケアについてお話がありました。本人や家族がそういった状況になって、どうすればいいか戸惑い、医師や家族、親戚、友人に相談しながら決断されたと思えます。

終末期における医療事前指示書やグリーフケアは、まだまだ認知されていな

い状況であります。まずは、住民に情報提供して理解を深めていただき、終末期医療について考えるきっかけになればと思います。また、孤立することなくふだんから相談できる人間関係も重要であると考えます。

平群町では、これまで高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指し、施策に取り組んでいるところです。終末期に関する情報提供等についても、できるところから取り組みたいと考えます。終末期等相談できるセンターについては、今後の課題として、広域で相談できるような窓口を西和七町在宅医療包括ケア連携協議会で提案していきたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

城内君。

○ 2 番

ありがとうございます。何にもないところ、唐突な質問で申しわけなかったんですが、自分の年を考えると、やっぱりちょっと、できるだけ同じ境遇の人がそういう相談相手ができるということだけでもありがたいと思いますので、よろしく願います。毎月カフェもやっておられまして、見学もさせてもらいましたけども、ああいう場がもう少しふえて、楽しくやっていただけたらありがたいと思いますし、私は、ローズタウンと樺台のサロンを見学させてもらいましたけども、特に樺台の場合は、非常に長い時間、ほとんど1日やっておられて、マーじゃんやら将棋やらいろいろやっておられて、非常に楽しんでおられるのをいいことだなと思いましたが、なかなかほかでももっとふえるべきだと思ってますけども、そういう点でもっと広報をされるようお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。終わります。

○議 長

それでは、城内君の一般質問をこれで終わります。

1 1 時 2 5 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 1 1 時 1 2 分)

再 開 (午前 1 1 時 2 5 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号10番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○10番

10番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告をさせていただいております3項目について質問をさせていただきます。

まず1項目めは、竜田川駅の早期バリアフリー化をについて質問をさせていただきます。

現在、近鉄生駒線で駅員不在及び鉄道利用者のニーズの変化に対する配慮に乏しい駅は竜田川駅のみとなりました。他の駅にも多少の問題もありますが、駅員常駐やスロープ化がなされております。竜田川駅の利用者の動向を見れば、少子・高齢化の進行などの影響をまともに受けており、利用高齢者の多くが、膝などの問題で杖などを用いて11段の階段を上るのに難儀をされておられます。また、若年層ではベビーカーや、また買い物カート等により難儀をされている現状をよく見受けられます。車椅子の利用者等も利用ができず、近くに駅があっても利用ができない、住みなれたこの地で暮らしていくことが大変困難であります。

そのような現状から、竜田川駅は乗降客も少なく、バリアフリー化の対象駅でないことも理解をしておりますが、これまでから近隣自治会からもバリアフリー化などを求める要望が提出され、私も幾たびもスロープの設置や簡易エレベーターの設置などを一般質問し、提案をしてまいりる中、担当課の答弁では「以前よりスロープということで現在検討しているところですが、スロープについては、現在の近鉄の駅の敷地内で設置するのは困難な状況である。竜田川駅階段の改修についてはどのような手法があるのかなど、庁内関係各課で検討を行い、また近鉄本社とも協議を重ねてまいりたい」とありましたが、一向にバリアフリー化が進んでいない現状です。

そこで、当駅のスロープの設置については、大規模改修を伴うようなものではなく、現状の駅構内の階段の高さの一部の小規模なもので、歩道橋や公園階段等で見受けられる自転車押し上げに準拠に近いスロープで、利用者相互で助け合えるスロープ設置として考えてはいかがでしょうか。工事費も少なく、極めて合理的改善であると考えますが、いかがお考えでしょうか。当局の御見解をお伺いいたします。

2項目めは、就学援助の入学前支給などを可能にする対応について、質問をさせていただきます。就学援助は、児童・生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの一部を市区町村

が支給をし、国がその2分の1を補助する制度です。しかし、これまでは、新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については支給はされるものの、国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童また生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給になっておりました。公明党は、子どもの貧困対策の観点から就学援助の拡充を一貫して推進する中、今般、文部科学省は、要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年3月31日付で改正することにより、就学援助要保護児童のランドセルの購入など、新入学児童生徒学用品費の単価を従来の倍額、小学校では2万470円から4万600円へ、中学校では2万3,500円から4万7,400円にいたしました。さらに、支給対象者に、これまでの児童・生徒から、新たに就学予定者を加え、小学校入学前の支給が可能となりました。これは3月10日の衆議院文科委員会で公明党の富田茂之議員の提案で、義家文科副大臣が従来の見解から大きく踏み込み、速やかに行いたいと明言する中、要綱改正がなされたものでございます。

文科省からは、この改正に合わせ、平成30年度からその予算措置（補助率2分の1）を行うとの通知がなされております。しかしながら、この措置はあくまで要保護児童生徒に限ったものであり、今回、準要保護児童生徒はその対象にはなっておりません。また、要保護児童生徒の新入学用品の支給は、基本的には生活保護制度の教育扶助である入学準備金から既に入学前に支給されているため、本町において、この文科省の制度改正に伴う要保護児童生徒に対する予算及び制度の変更は一部の例を除き、基本的には生じないと認識をいたしております。

準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の対応については、今後、文科省の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給について、本町においても判断していくこととなりますが、私は、今回の国における改正の趣旨及び本町における準要保護児童生徒の現状を鑑みた場合、平成30年度から実施できるよう準備を進めることが重要と考えます。具体的には、就学援助における、特に準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学用品費の入学前からの支給の対応と単価を倍増変更に対応するための予算措置、システムの変更、要綱等改正について、今から確実に準備を進めていくことが必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。当局の御見解をお伺いいたします。

最後の大きな3項目めは、がん検診の受診率向上のため、個別検診の受診改善について、質問をさせていただきます。

2007年4月に施行をされたがん対策基本法は、がんという病気を国民病と定め、国を挙げて取り組むことを決めた画期的な法律で、10年が経過する

中、がん検診受診率は30パーから40%台まで着実に伸びております。無料クーポンの発行や、自治体から郵送や電話などの個別に受診を勧めるコール・リコールなど具体的な政策が後押ししたのは間違いございません。ただ、現状は、まだ欧米諸国の半分程度にとどまっております。日本では男性の3人に2人、女性の2人に1人ががんにかかっているにもかかわらず、受診率の向上に必ずしも結びついていない現状があります。特に女性特有のがんの受診率の低さが課題であります。いざというときに命を守ってくれるのががん検診です。今、がんが発見されても全体で65%程度、早期がんならほぼ100%治ります。そのためにもがん検診の実施は、がんの早期発見、早期治療、さらに医療費の削減につながる有効な手段であり、多くの方々に受診をしていただく取り組みが重要であります。

そのような観点に立ち、お尋ねをいたします。

1点目、各種がん検診受診率の推移と集団検診と個別検診の受診率について。

2点目、検診結果から有病発見のケースについて。

3点目、各種がん検診の受診率向上への本年度の取り組みについて。

4点目、個別検診の受診改善について。近年、働く女性が増加する一方、乳がんや子宮がんにかかる人も増加をしており、受診しやすく効果的ながんの検診が望まれておりますが、本町では乳がん、子宮がん検診の個別検診の場合、まず役場に来庁いただき、受診券の発行を行い、医療機関へ受診をしていただきます。働く女性は平日役場に来庁することは大変困難であると住民からお聞きをいたしました。生駒市では、対象者に受診券を全員郵送されております。本町においても、対象者に受診券を郵送することで負担軽減や利便性を高め、受診しやすい環境の改善をすべきと考えますが、当局の御見解をお伺いいたします。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、1点目の竜田川駅の早期バリアフリー化をということで、お答えさせていただきます。

竜田川駅のスロープの設置につきましては、以前より一般質問をいただいております。また、地元からも要望書が提出されております。また、議員御指摘のとおり、竜田川駅はバリアフリー法に基づくスロープ等の設置対象駅とはなっておりませんが、毎年、近鉄本社を含めた関係機関で実施する近鉄生駒線利用促進協議会においても、利用者、特に高齢者や障害のお持ちの方、またベビーカ

ーを利用されてる方などが安心して利用できる駅にするため、スロープや簡易エレベーターなどの設置について協議、交渉を行っているところでございます。

今回、御提案をいただきました小規模スロープの設置につきましても、調査、検討を行い、引き続き近鉄本社と協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

今まで促進協議会で毎回要望していただいていることもこれまでからお聞きをしておりまして、御答弁では調査、検討を行い、引き続き近鉄本社と協議を行ってまいりたいという御答弁だったと思うんですが、これまでから、このスロープ設置か簡易エレベーターの設置を私も要望してまいりました。毎回、近鉄への要望をいただいておりますが、バリアフリー新法によるスロープのこの勾配ですね、の基準が御存じのように12分の1以下と示されております。竜田川駅は11段の階段がありますが、敷地等の理由でなかなか前へ進んでいない現状と私も認識をしております。

しかし、今回この質問をさせていただくに当たりまして、地域の皆様からの御要望をいただいて、このような御質問をさせていただいております。長いスロープの設置には、やはり敷地が必要となって、敷地の面積も考慮しなければなりません。階段の段差を解消するために、今回の小規模的なスロープ設置は、階段の勾配と同じではもうほんとに急なスロープになりますので利用できませんので、階段のこの横に階段の勾配よりも少し前と後ろを、上と下を延ばして、でき得る限り緩やかな勾配のスロープの設置を検討すべきと考えます。

そのようなことから、この小規模スロープ設置について質問させていただきましたが、今、引き続き協議をしていきたいということではありますが、今後の平群町の協議の時期についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えをさせていただきます。

近鉄本社への提案、検討時期につきましては、駅構内における小規模スロープの設置の事例のあるなしや施工方法、また費用などについても調査も行ってからになると思っておりますので、できるだけ早い時期に協議できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議 長

窪君。

○10番

私は住民の皆さんから要望でこのように、また内容もこの内容の要望書が提出を町にされていることも提出者からお聞きをしております。施工方法、費用面、どのような形で、一番バリアフリー新法に伴うように、それが一番いいんですけれども、それができなくても簡易なこのスロープで、安心に乗れるような形をするためにしっかりとその費用、また施工方法等も協議をしていただき、できるだけ早い時期に協議をするという御答弁をいただき、大変前向きな御答弁と私は受けとめさせていただきたいと思います。

そこで、岩崎町長にお尋ねをいたします。近鉄生駒線、これまでから各駅のバリアフリー化にしっかりと岩崎町長、トップに取り組んでいただき、東山駅の事例も、本当に新年度予算で設計費を計上していただき、これまで国にも要望行っていたいただき、大変御尽力され、いよいよ30年度の完成の運びとなりましたことは、本当に担当課の皆さん、また交渉いただいた皆さんのおかげだと感謝の思いでいっぱいです。あと平群の駅の課題もございしますが、高齢者や障がい者の、また妊婦の皆さんが、階段のこの段差により上り下りに大変困難な駅が、あとはもう竜田川の駅のみとなってしまいました。バリアフリー化には大変困難な要件がありますが、小規模であっても今よりも利用しやすい駅になるよう、手法、御検討いただきたいと思います。この現状と今後の取り組みについて、町長の御所見をお尋ねをいたしたいと思います。

○議 長

町長。

○町 長

先ほど課長が答弁した内容にほとんどなろうかと思いますが、この小規模スロープというのがですね、そういう事例があるのかどうか。そしてまた、それが結果として安全の確保ができるかということも含めまして、ここは慎重に検討しなければなりませんし、近鉄との協議が最も重要なことになろうかと思っていますので、できるだけ早い時期に、近鉄にそういった小規模スロープがあるという事例も含めまして、新たな御提案がございまして、それが安全に確保できると、費用も安く確保できると、実現可能だということであれば、積極的に進めてまいりたいとこういうふうに思います。

○議 長

窪君。

○10番

これから担当課の皆さんには大変お世話になりますが、今までストップをしている現状でしたので、その厳しい要件を乗り越えられるように、いろいろ協議をいただいて、今、岩崎町長おっしゃって下さいましたが、できるだけ早い時期に実現をしてみたいと、大変前向きな御答弁と受けとめさせていただきたいと思っております。御存じのようにバリアフリー新法は、1日当たりの平均的な利用者が3,000人未満の鉄道駅であったとしても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者や障がい者等の実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化の実施をすべきと明記がなされております。

この竜田川駅の段差解消に一日も早く取り組まれ、安心して鉄道が利用できるよう、取り組んでいただくことをお願いをいたしまして、これは以上で結構でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、窪議員の大きな2項目めの就学援助の入学前支給を可能にする対応についての御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の就学援助における新入学児童生徒学用品費の入学前からの支給の対応につきましては、近隣町、県下の市町村で3月以前の入学前に支給を行う方向で既に実施、または今後実施を予定している市町村がふえてきている状況であります。入学前に支給するとなれば、世帯の所得が前年でなく、前々年の所得状況を把握をし、審査することになり、直近の世帯の生活実態を反映したものとならないことにもなりますが、本町としましては、制度の趣旨や目的に鑑み、県下の市町村の実施状況も踏まえ、平成30年度に就学予定の児童・生徒の皆さんに平成30年の3月以前に新入学学用品が支給できるように進めてまいりたいと考えております。

また、新入学学用品費の国基準に単価を倍増変更に対応するための予算措置、システム変更、要綱等の改正についての対応についての御質問でございますが、平群町としましては、新年度の平成30年度からの就学予定の児童・生徒の皆さんから単価の引き上げを実施していく方向で、財政協議を進めてまいりたいと考えております。

平成30年度からの実施に向けての準備作業としましては、本年度12月議会に補正予算を計上させていただき、財源を確保し、あわせて平群町児童生徒就学援助要綱の一部改正を進めてまいりたいと考えております。また、電算システムにつきましては、導入しておりませんので、変更等の対応は必要ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。近隣町とも前へ進んでおりますが、平群も来年3月入学前に支給をできるようにしてまいりたいと、30年度の児童・生徒の皆さんの単価も引き上げてまいりたいということで、予算措置も12月議会を出して下さり、要綱改正も一部改正をするという御答弁であったと思います。

そこで、何点か再質問をさせていただきたいんですが、まず準要保護の場合ですね。今、去年の支給日は8月であったと思います。この29年度はいつの支給を予定をお考えでしょうか。まずお尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

例年、毎年8月支給をさせていただいたところでございますが、本年29年度につきましては、一日も早くということで、1カ月前倒しをしまして7月に支給をさせていただく予定をしております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。できる限り早く支給をしていただきたいと思います。

それから、予算措置の件数と金額を再度御確認をさせていただきたいことと、それから、平成30年度から実施を、平成30年度に入学の方を前倒しで支給を3月ごろにするということでありまして、この準要保護について、この平成30年の支給日ですね、明確にいつかお考えでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えさせていただきます。

まず、単価の引き上げでございますが、現状、小学校につきましては、新入学児童に対しまして単価が2万470円、それを4万600円へ。そして、中学校では単価2万3,550円でございますが、4万7,400円に引き上げをいたしまして、国基準と同額の引き上げの予定をしておるところでございます。

す。

そしてですね、30年の3月中に支給でございますが、そのいつの時期に支給をするかという御質問であったかと思えますけれども、3月の支給日、会計の支払日は基準的には10日と25日だったと思えますけれども、一日も早くという観点からは、なるべく相談もし、努力もして、3月の10日に会計課より支払いができるように進めてまいりたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。30年度の新入学になられる方が前倒しで、一番早くで3月の10日ということの明快な御答弁であったと思えます。また、先ほど新入学児童学用品のこの単価、国基準に引き上げについても財政当局と協議をするということでありましたが、補正予算の額、今、確認させていただきましたら、しっかりと明確に倍増をして、国の基準に合わせて倍増をされるという御答弁をいただいたと思えます。もう大変ありがとうございます。近隣ではどうかわかりませんが、市町村によりましたら、国が倍増出しているも国基準に、準要保護の場合は市町村の裁量になりますので、平群はきっちりと満額を出していただくということが、今、初めて明言をしていただいたと思えます。

それから、対象者への周知方法についてですが、その点についてお尋ねしたいと思えます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

周知についての御質問でございますが、今現在考えておりますのは、町広報紙並びにホームページのお知らせを掲載をさせていただくということを考えております。そして、対象者の保護者の皆様方には、小学校の新1年生につきましては、就学前の園児さんが対象になります。そして、中学校は入学前の6年生の皆さんが対象になるわけでございますが、1月の初旬に公立学校に入学される就学通知書を住民基本台帳に登録されておる方全員に送付する予定をしておりますので、その中に前倒しの受給申請書類を同封をして送付をさせていただこうかなという考えを持っております。その流れで言いますと、1月末までの期限を切らせていただいて、そして、2月の初旬には所得審査、認定を行いまして、先ほど言いました3月10日は支給ができるように事務を進めてまいりたいとこのように考えております。

○議長

窪君。

○ 10 番

ありがとうございます。対象者は申請により支給がなされますので、1人も漏れなく、このような丁寧な周知方法も検討していただいておりますので、徹底した周知をお願いをしておきたいと思っております。これで単価も倍増になり、周知もできるだけ速やかに早くしていただくことで、小学校入学前に、この入学の費用をランドセルなどの購入などで準備をしていただくこととなります。多額なお金を用意しなくても済むということで、来春の新1年生から適用されることになりましたことは大変評価をしたいと思っております。

本町におきましても、昨日の議会でも出ておりましたが、この子どもの未来応援計画が策定をしていただきました。この中にも見せていただきましたら、就学援助の認定者数が、小学校、中学校とも年々増加をして、全児童の12%ぐらいの比率になっております。平群の全ての子どもたちが夢と希望を持って成長をしていけるよう取り組みをお願いしまして、この件につきましては以上で結構でございます。ありがとうございます。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

それでは、窪議員3項目めのがん検診の受診率向上のため、個別検診の受診改善をについて、回答いたします。

まず、1点目の各種がん検診受診率の推移と集団検診、個別検診の受診率についてですが、がん検診の受診率につきましては、確定値ではございません。平成28年度で、胃がん検診で7.5%、肺がん検診で5.2%、大腸がん検診で6.3%、子宮がん検診で20.5%、乳がん検診で14.1%という結果になりました。まだ平成28年度の国、県の平均値が出ておりませんので、27年度での比較となりますが、乳がんは国、県よりも高く、肺がんは国、県よりも低い。また、胃がん、大腸がん、子宮がんは、国よりも高く、県より低いという状況になっております。

また、検診の方式ですが、胃がん、肺がん検診につきましては、平群町では集団検診のみ実施しております。それ以外の検診につきましては、集団、個別両方の検診実施となっております。平成28年度の状況で見ますと、大腸がん検診では個別が29%、集団が71%、乳がん検診では個別が10%で、集団が90%、子宮がん検診では個別が21%で、集団が79%という結果になっております。

次に、2点目の検診結果から有病発見のケース（数）についてですが、平成

28年度では、胃がん検診で692人受診されまして、所見ありが9人、がんの発見が1人です。肺がん検診では837人受診されまして、所見ありが4人で、がん発見がゼロです。大腸がん検診では、1,087人受診されました。そのうち所見ありが91人、3人ががんが発見されております。乳がん検診では630人受診されまして、23人が所見ありで、がん発見がゼロと。子宮がん検診では551人受診されまして、所見ありが2人、がん発見がゼロという結果になっております。過去3年でがんが見つかった人数は胃がんで3人、大腸がんで8人、乳がんで6人、子宮がん、肺がんはございません。

以上です。

次に、3点目の各種がん検診の受診率向上への本年度の取り組みについてでございます。平成28年9月議会での窪議員の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、本年度よりインターネット、また専用はがきでの申し込みを実施しております。また、得得ドック検診、特定健診、胃がん、肺がん、大腸がん、婦人科、肝炎ですね、を7回から8回に、また大腸がん検診につきましては、他の検診とセットしており、今後も受診しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の個別検診の受診改善についてですが、平群町の個別の婦人科検診の受診方法としましては、プリズムへぐり及び本庁の健康保険課に来庁していただき、受診票の発行を行い、医療機関での受診となっておりますが、議員の質問にありましたように、生駒市では婦人科検診の該当者全員に受診券を送付、また一部医療機関に受診票を置いてもらって、受診者の利便性を図っておるのが現状であります。検診希望者の利便性を図る上では生駒市で実施している方法がよい方法であると考えられますが、検診実施医療機関での協力が必要となり、今後理解を求めていかなければなりません、現状では困難であると考えております。しかし、受診率の向上のため、受診しやすい状況をつくり、早期発見、早期治療が必要と考えておりますので、今後もできる限りの受診環境の改善を図ってまいりたいと考えていますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

長
窪君。

○10番

ありがとうございます。答弁をいただきました。その中でもですね、今年度、この受診率向上への取り組みで、本年度よりインターネットやまた専用はがきでの申し込みを実施をしていただいております。さらに得得ドック検診、また

大腸がんとセット、そして、答弁ではおっしゃられませんでした。それ以外にも乳がん、子宮がん検診の無料クーポン事業を初めコール・リコールによる受診勧奨も実施されているとお聞きをいたしております。

そこで、再質問を2点させていただきたいと思いますが、本年度から実施をされて、広報にも入れていただいておりますインターネットでの申し込みの状況と、インターネットや専用はがきの導入による効果について再質問させていただきたいと思います。

それから、個別検診の受診改善につきましての御答弁ですが、検診希望者の利便性も図る上で、生駒のように婦人科検診の該当者全員に受診券を送付することがよい方法と考えるが困難だというお言葉でありました。私も生駒市の担当課へ行かせていただきました。このようなサンプルをいただきましたが、これは生駒市の29年度のがん検診の受診券であります。そこには大腸がん、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、これは生駒市民の40歳以上の全ての方、社保とか関係なく全ての方々にこれが送られております。個人名を書かれて送られておまして、そして、受診をされたらここに判こを押すということです。また、個別検診の場合は、これを持っていきましたら、受診券を市役所にとりに行かなくても済むということで、大変便利だということで、私が今回が質問させていただくに当たりまして、平群の若い独身の女性の方が検診を受けに行くのに「生駒に行きたい。仕事の大阪の帰りに行きたい」。行くにも役場に来て、受診券をもらって、それを持って予約をするというこの一手間、大変不便だということを私も住民の方から教えていただきました。

これを全ての40歳以上の男女に送られるということは大変すごいことだなと思います。また、子宮頸がんの分に関しましては、こういう圧縮のはがきで20歳から39歳が担当ですので、分けられておられるんですね。こういうことによって受けやすい環境整備をやはりしなければ、なかなか抜本的に、50%の受診率向上と言いましても、そんな簡単にはできないと思います。また、これが来ることによりまして、大変意識づけになると思います。

そこで、もう一度、速やかに、この利便性を高めるために、これを送るだけでございますので、これもつukらないといけないですが、送るということです。また婦人科の分、個別は大腸がん、乳がん、子宮がん、この三つだけです、平群は。もう一度御答弁いただきたいんです。

それから、平群で個別の送るとしましたら、この対象人数は何人でいらっしゃいますか。お尋ねしたいと思います。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

窪議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、今年度からスタートさせていただきましたインターネットとか専用はがきでの申し込みの件でございます。その全申し込みのうち21.5%がインターネットでの申し込みでございました。それで、30歳未満であれば1.8%程度、30歳から49歳程度で42.7%、50歳から69歳、37.3%、70歳以上でも18.2%という数字になっております。

インターネットと専用はがきに伴う住民さんの御意見でございますけども、以前、電話をかけてもつながらないとか、それから、定員いっぱいになるとかですね、朝から並んでも順番が来る前にいっぱいになってしまうとか苦情ですね、そういう苦情もプリズムでも当然ありましたし、電話がつながらないので本庁のほうにもかなり電話がかかってくるというケースもございました。そういう苦情のことが今のところ、ほとんどなくなったというふうに聞いておりますので、大きな効果があったと考えております。

それから、医療機関での個別検診の受診の改善ですけども、確かに生駒市さんのやられている方法というのは、議員お述べのように、確かに利便性は抜群にいいと思います。それと、証明書を送るだけではですね、当然それだけでも勸奨になりますので、そういうことは、とりあえず勸奨だけでもなるということで、今後検討していきたいと思います。それと、生駒市さん、隣ですので、職員ももう早急にですね、派遣して、1回情報の共有というか情報をいただきに上がりたいと思います。その中で、いろんなことも模索しながら今後、前向きに検討していきたいと思います。

それと、お医者さん、医療機関の協力が一番でございます。その中で協力を得られるようであれば、そちらのほうも考えていきたいと思っておりますので、とりあえず今の段階では非常に厳しいんですけども、私どもといたしましてもがん検診の受診率を上げなければならないということが第一前提でございますので、まずは啓発から進めていきたい。そして、病院の、医療機関の協力を得ながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

「対象」の声あり

○健康保険課長

対象ですか。はい、すみません。40歳から69歳の対象者が6,991人でございます。子宮がんは20歳からということなんで、8,711人ということでございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。いろいろ、本当に担当課、受診勧奨のために御苦勞いただき、本年度からインターネット、また専用はがきで導入していただき、今までの本当に電話がつながらない、また苦情が絶え間ないということも私も住民の方から苦情をたくさんお聞きをしておりましたが、大変効果を出していただいたことは評価をしておきたいと思います。

また、この受診改善ですね、個別で受診券を送るということですが、生駒市、近隣ですので、前向きに調査をして検討したいと。また、医療機関の協力ということで、また担当課も大変お世話になるんですが、私もホームページ見ましたら、生駒市はたくさんの病院ありますので、そこと契約をされておられます。また、そこに受診票も生駒市は置かれてるわけなんですね。ですから、やはり平群もそこに一緒に受診票を置かせていただくとか。

とにかく、ただ受診券がなければ役場に来ないといけないというこの一手間、二手間が大変利便性を損なっているということですので、課長の再答弁では前向きに検討したいということでは言っていました。正味課題としたら郵送料ですね、郵送料と医療機関のことだけになるかなと。少ない、そんなにかからないといっても大変命を、財政がかかるということで、もしかとどまられるのであれば、それは違うと思います。やはり命を守るためには、いいことは速やかにしていただきたいと思います。

そして、最後でございますが、平群町の特定健診受診が、このようにこの色で、毎年私の、皆さんのもとにも届いておりますが、これは奈良県でトップクラスの受診率であると思います。本当に担当課の皆さんが御苦勞していただいてトップクラスということで、これも受診券が中に封書で入ってきますので、これを見たら、ああ、早く行かないといけないなということで、本当に担当課の皆さんの執念の取り組みの賜物と大変評価をしたいと思います。ですから、特定検診と同じような思いで、ほかの5がんにつきましても、また個別のこの婦人科のがんにつきましても、このように執念を持って取り組んでいただきたいことをお願いしたいと思います。

平群町において、最後、対象者への個別検診の受診券の送付で受診改善を速やかに、できるだけ早く実施をしていただくことをお願いをいたしまして、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議 長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0 時 0 8 分)

再 開 (午後 1 時 3 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 1 0 番、議席番号 1 1 番、下中君の質問を許可いたします。下中君。

○ 1 1 番

1 1 番、下中一郎でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。平群町第 5 次総合計画の見直しについてを通告いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

個性と魅力あるまちづくりを進めるために、長期的な将来目標を定め、その実現に向けて、着実にステップを踏んでいくための総合的かつ計画的な行政運営の方針を定めた平群町第 5 次総合計画が平成 2 5 年に策定されました。計画期間は御存じのとおり、平成 2 5 年から 3 4 年までの 1 0 年間であります。本町のまちづくりへの基本方針、基本戦略であり、その実現のために進むべき基本的な方向が示されています。特に、この 5 次総では、行政と住民がそれぞれの役割を担う協働のまちづくりとそのために目標値とスケジュールを明確化されているのが大きな特徴となっているところであります。

また、本総合計画は 1 0 年間という長期的な目標を示すものであるが、目まぐるしく変わる社会、経済情勢に対応するために 5 年単位として前期、後期に分けられています。本年度は、その前期基本計画の最終年度であり、この 5 年間の実施状況を検証される年度であります。

そこで 2 点についてお伺いをいたします。

まず、1 点目は、毎年、検証委員会、推進連絡協議会等で各施策の実施状況を議論、検証されていますが、今年度はこの前期の 5 年間のまとめの検証となっています。今後、この実施状況をどのような手順、手法で進めていくのか。また、その検証がいつごろまでにまとめ上げられるのかお伺いをいたします。

続いて、2 点目として、この前期基本計画の検証結果をもとに、次なる後期の基本計画に組み入れて、見直していく段階になると思いますが、計画どおり進んでいる施策、事業もあれば、余り進んでない事業も出てくると思われま

とりわけ実施事業の検証を速やかにかつ正確に行い、前期基本計画の検証結果を30年度から始まる後期基本計画に生かしていくことが大切であります。後期基本計画については、前期基本計画の実施状況を検証の上、見直しを行い、策定していくと明記されていますが、その方針に変わりがないのか。また、どのような策定作業を進めていかれるのか、お伺いいたします。明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員の御質問にお答え申し上げます。

第5次総合計画の見直しについてでございます。まず、平成25年4月に第5次総合計画を策定後、今日までの経過でございますが、総合計画の円滑な推進を目的に、第5次総合計画推進連絡協議会を今日まで20回開催いたしました。また、各重点施策の進捗状況の報告、協議、そして、協議会が実施主体となりましたシンポジウムなども開催し、取り組んできたところでございます。また、第5次総合計画の適正かつ着実な進捗管理を目的に、第5次総合計画検証委員会を設置いたしております。この委員会におきましては、重点課題や目標指標の進捗、達成状況の確認、把握のため、これまで2回の委員会を開催したところでございます。

御質問の第1点目でございます。総合計画の検証手法や手順、時期についてでございます。まず、これまでの取り組みの成果や進捗状況の洗い出しとしまして、総合計画でお示しをしております29項目の基本施策を具体化するための77項目の目標指標の数値について、目標値というのを定めてございますので、現時点での現状値と、目標値と現時点での現状値の乖離理由を各課から本年4月に報告を受け、現在取りまとめの作業を行っておるところでございます。

現時点では、それぞれの目標指標において、個別の事業や施策が当初の目標指標の達成に近づいているものもある一方で、未達成なものがあるのも事実でございます。目標指標を定めたそれぞれの施策につきましましては、その進捗に向けた課題などを精査した上で、総合計画検証委員会において報告、検証を行い、一定の施策の方向性や精度が高まった時点で総合計画推進連絡協議会における協議を経まして、公表するとともに、次年度の早い時期をめどに後期基本計画の見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の御質問の後期基本計画の見直しについてでございますが、議員お述べいただきましたとおり、基本計画については、前期基本計画の実施状況を検証の上、見直しを行う方針に変わりはありません。具体的には、目標

指標ごとに進捗状況や成果などの評価、検証を行った上で、平成27年度に総合的な人口対策として策定いたしました平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略の意義や役割、戦略の計画期間等も考慮しつつ、あわせて、現在、見直しを行っております平群町都市計画マスタープランとの整合性も図りながら後期基本計画の見直しを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長

下中君。

○11番

具体的に答弁いただきましてありがとうございます。二、三再質問させていただきます。

まず初めに、検証ということで、本年4月から各課、各分野、わたっておりますので、目標の達成状況を、主に現時点での現状値と目標値との乖離理由の報告を受けてるといふふうに今、答弁されました。それぞれ目標値を定めたそれぞれの施策について、その進捗に向けた課題などを精査した上で、総合計画検証委員会に報告、検証を行う。協議後、公表するというように答弁いただきました。

現在、取りまとめ作業中であると思いますが、この検証委員会の報告をいつごろにするのか。日程的に考えますと、次年度の早い段階で改訂版を出すということになっておりますので、それを逆算していくと、私の考えでは29年度、今期、前半終わった時分には検証委員会へ提出できるのかなという思いですけれども、それについて再度お伺いしたいと思います。

それと、今現在、取りまとめ作業中で、政策推進課で全部が把握できるわけではございませんけれども、各課から上がってきた部分について、一定、感想でもよろしいですけど、印象として、その達成感についてどのような思いを持っておられるのか、それを少しお聞きしたいことと思います。

それと、2点目のね、見直しの方針の件。これは今、答弁いただいたように、大前提としてはもう、後期基本計画については前期基本計画の実施状況を検証の上、見直しを行う、その大方針には変わらないという答弁でありましたので、じゃあ、その策定作業をどのように進めていくのかということで、回答の中では総合戦略や都市計画マスタープランとの整合性を図りながら見直していくというふうにお答えをいただきましたが、ただ、私思うのに、手順としてね、多分これは、25年に策定されたときと同じような手順になるかなと思います。

というのは、先ほども回答の中では、まずは各課から政策推進課へ上がってくる。それを取りまとめて、それをきちっと検証委員会へ報告、そこで協議を

してもらおうと。そして公表するとなってますわな。その公表の後、推進連絡協議会で議論をいただくと。そこで恐らく、素案といいますのか原案というのができ上がってくると思います。これは策定時も同じでしたけれども、でき上がってきた推進連絡協議会での素案が我々議会のほうにも示していただけると思います。そして、我々の議会の中でまたいろいろ論議交わした後、最終的には推進連絡協議会で成果品として上がる、策定されていくのではないかと思います。その点について、ほかの手順があるのかどうかわかりませんが、今、どのような手順を考えておられるのか、再度お願いしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、いつまでに取りまとめを行うのかというところでございます。現在、各目的指標の現状値ということで各課の数字、計画にございます目標値との乖離ということで、その整理をしておるところでございます。かなり多岐にわたった分野でございますので、今、最後の取りまとめの最中というところでございますが、この辺の作業を全部終えたいと思っておる時期でございますが、先ほど議員お述べのとおり時期とほぼ私どもも思っておるところでございます。できましたら、来年度の早い時期に見直しということでございますので、できましたら9月ぐらいをめどにその辺の取りまとめ作業を、整理も含めて、この現状値の数値の整理については行ってまいりたいというふうに、まず考えております。

次に、2点目でございますが、今、御説明申し上げました目標値と現状値の乖離というところでございます。御質問にもございましたが、到達、非常に厳しいような指標があるのかということも含めてでございます。現状値と目標値の比較におきましては、現時点でございますが、ざっと見る中では、現時点で目標値に達成をしたような数値目標、事務事業もございますが、やはり、大半がまだ未達成のものが多いというところでございます。その中でも、正直申し上げまして、かなり大きな乖離があるものもございます。そういったものを現状分析しっかりした上で、目標値が厳しいのか、それか行政のほうの事務のやり方がどうも問題があるのかということも含めて、今後検証してまいりたいというふうに考えております。場合によりましては、目標値の変更等も必要な場合も出てまいるのかなというふうに現時点では思っておるようところでございます。

次、3点目でございますが、議会への御説明、手順や策定の考え方も含めて

というところがございます。基本的には策定の手順につきましては、先ほど答弁の中で申し上げたとおりでございますが、今回の見直しにつきましても、前回25年度に総合計画を策定をしまりましたような手順で、これも議会のほうに対しての説明というところがございますが、同じような手順でできたらなというふうに考えております。

具体的に申し上げましたら、一定、我々担当課のほうでつくりました計画の素案を検証委員会なり策定委員会のほうで御協議をいただきまして、ある程度の素案というのをつくらせていただくと。その素案につきまして、議会のほうに一旦御説明を申し上げ、御報告を申し上げ、当然そこで議会のほうの御意見も頂戴した上で、それを加味したような形で再度、検証委員会のほうに諮らせていただきまして、最終的に後期基本計画の見直し案ということで詰めをしていけたらなというふうに思っております。

あわせてございますが、この辺の作業につきましては現時点では、いわゆるこういう計画物については、よく委託というふうなこともございますが、できたら、今回の見直しにつきましては自前でやりたいなというふうにも考えておるところでございますので、そういった手順で策定のほうの見直しをやりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

下中君。

○11番

検証の結果は、俗に言う今秋、9月、10月までということで、できるだけ早くお願いしたいと思っております。ということは、次のステップもあるということです。遅くとも10月までにはお願いしたいと思っております。

それと、その中で、先ほども言われましたけれども、9月ごろまでにめどに取りまとめを行い、検証委員会へ報告するということですが、それに、かつ公表すると言われておりますわな。その公表についてどんな形で公表されるのか。我々議会のほうへはちょっとした冊子にして配られるのか。住民はどうするのか。その辺についてどのようにお考えなのか。1点、それをお伺いしたいと思います。

それと、先ほど、現在取りまとめ中の中で見た中で実現できてないものもある、また達成してるものもあるということで、多分それは計画どおりってない部分もかなりあると思っておりますが、それには先ほど、大浦課長のほうから次の見直しには目標値を下げるということも考えられますが、いや、もう仮に10目標やったやつが五つしかできてなかったら断念しようかという簡単なもので

は残念なことだと思いますので、やはり、そこは先ほど言われたようにね、やはり、その事業が本当によかったのか、今やってる取り組みの手法がよかったのかということはやっぱり十分検証していただきたいと思います。

ただ、我々としても10項目できるやつが五つということになると、その数字だけを追うて、「何だ。これ、半分やんか」とこういうふうに言いますけれども、その結果責任も大事ですけれども、その目標値に達成しなかった、途中であっても、その課でどのようにしていったのかとか、その辺を検証することが一番大切かなと思います。

確かに、各施策、事業については現在の取り組み、各課で取り組みをやってもらっていますわな。また、各団体とも協働でやっている部分もたくさんありますが、その中でやはり、経費というものが十分かかっております。また、人、組織もかかっていますし、また、いろんな課題も出てくると。その辺をどう分析してどう把握して次に生かすかが、これが一番問題だと思います。ただ数字を追いかけるだけでは、本当にそれこそ、ただの $1 + 1 = 2$ という答えが出るだけの検証になるとと思いますので、その辺の過程を十分に整理していく、これが一番大事だと思いますが、それについて、もう一度、実際数字だけでは違うんだと、いろんな手法も考えるんだということで、その辺だけについて再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、公表ということで、どういうふうな形で、この見直しをした総合計画自身をお示しといたしますか、周知をしていくんだということでございます。すいません、正直申し上げまして、まだ公表の具体的なところまでは思い至っておらんところなんですけども、今現在思っておるところといたしましては、計画の見直し案ができましたら、それを当然、一番町が持っております媒体ということで、広報紙であるとかホームページであるとか、そういったものを活用しながら周知をしていくということ。あと、もし、つくればよいのかなというふうに思っておりますが、そういった周知の仕方、公表のあり方につきましては、ある程度、素案、固まった段階で総合計画の推進連絡協議会などの委員さんの御意見なども拝聴しながら、ちょっと具体的、実務的に詰めていきたいなというふうには考えておるところでございます。

次に、検証のやり方といたしますか、こういう計画物においては過程が一番大

事だというふうな御提案も含めてでございます。その部分につきましては、本
当に議員お述べいただきましたとおり、それぞれの目標指標、重点課題等につ
きましては、確かに行政の目指した目標でございますので、全て達成すること
が一番大事であるということは間違いないことではございますが、やはり全て
の事務事業にわたりますして、全て100点満点の答えがなかなかとりかねると
ころも正直でございます。そういう部分で、なぜ至らなかったのか、なぜできな
かったのかという現状の分析と把握というのは、やっぱり一番大事なことであ
ると思います。やはり、何事もできなかったことのほうが、今後それを糧にし
て進めていく一つの礎になるのかなというふうに思っておりますので、そうい
うところもしっかりと分析をしながら、また、そういう内容について御提示を
いたした上で、そういうふうな協議会なり検証委員会のほうの御意見等も賜っ
てまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長

下中君。

○11番

公表については今、具体的には決まってないちゅうことではございますが、い
ろんな媒体を通じて住民にも知らしめていくということで、それは積極的にや
っていただきたいと思えます。あと、ダイジェスト版については、また連絡協
議会とも御相談していただいて、できるだけわかりやすいやつをお願いしたい
と思えます。

それと、次年度早々には、30年度からもう後期基本計画が始まりますので、
また29年度のもう終わりが本当は一番いいと思えますねけども、みなし策定
がされますと、それがいわゆる完成品、成果品として上がってきますわね。そ
れをきちっとした改定版として出すのか。それか、そういう立派なものにせんと、
我々、よくいただいております行革大綱のような冊子、あのようなもので、
いろんなことで知らしめていくというふうに考えておられるのか。その点につ
いて、ちょっとひとつ聞きたいと思えます。

それと、いずれにいたしましても、前期基本計画の実施状況の検証をされて
いますが、ただ、先ほど言いましたように、数字だけを追いかけるのではなく、
その達成状況をどのように捉えていくのか。その過程での見直しが一番大切で
あり、その見直しをすることが後期基本計画に反映されると思えますので、そ
の辺についても、先ほど大浦課長のほうから、数字だけと違って、違うものも
見ていくということではあります。いかに前期基本、5年間のことができ得な
かったか、いや、できたかということをしつかりと検証して後期に生かすと、

これが一番大事なことだと思います。それが本年度でありますので、そのきちっとした見直し、真の見直しをやっていくということだと思いますが、その辺についても、もう一度お願いしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

2点のまず1点目、計画の見直しをした後期計画の見直し版ということでの、成果品のつくり込みということでございますが、本編につきましては、こういうふうな形で冊子化をさせていただきましたが、今回の見直しにつきましては、特にこういうふうな本編をつくるというふうには今のところ思っておりません。議員のほう、おっしゃっていただきましたように、行革大綱であったりとか、先般お配りをさせていただきました公共施設等の総合管理計画的な、うちでつくらせていただいたものを少し体裁よく印刷をして、正本として置いとくというか、そこでつくっておくというふうなもののイメージで、現時点ではそういうふうにご考えております。

2点目の検証をしっかりとという部分でのことでございますが、これも若干繰り返しの御答弁になるかわかりませんが、基本的に今おっしゃられたことは、こういうふうな長期にわたる計画の策定、また検証においては、できたところはもちろん評価としてしていただくことは必要なんですけども、できなかったことに対する検証というのが、やっぱり大事かなというのは、もう私どもも十分思っております。その辺について、しっかり今後検証していく中で、なぜできなかったのか、どういうふうになれば可能だったのかということも含めて、今後のまちづくりといいますか、町政のさまざまな施策のほうに反映をしていく必要というのはございますので、そういった分析につきましては、どれだけ今しっかりできるかということで、胸たたいて言えるような状況ではないかわかりませんが、担当課といたしまして、精いっぱいやっていきたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長

下中君。

○11番

後期計画の見直しが策定されて、完成品として上がってくると。その分については、今、私も提案いたしましたけれども、大浦課長も言われたように、そのような形で私は十分だと思いますので、それはもうそういう形でお願いしたいと思います。これは、本編は10年間で計画してたり、5年ぐらいでまた新

たな別冊というのも、これはもう非常に経費的にもかなり要りますので、ぜひとも、例として挙げましたけども、行革大綱ができ上がったような、あのよう冊子で十分だと思います。

それと、冒頭で今言われましたけれども、推進連絡協議会ですか、何人の委員さんか、私は知りませんねけども、再々20回ほど会議されたというふうに聞いております。確かに、第5会議室で再々会議もされておりましたし、せんだってば現地研修も入られたというふうに伺っております、本当にお世話かけておまして、いろいろ議論をされてると思います。この場を借りて、推進連絡協議会の委員の皆さんにもお礼を言いたいと思います。これからのまちづくりで、前期5年間でできなかったことを新たに挑戦してやっていると、そのぐらいの意気込みで、今、大浦課長が言われたように、職員が汗をかいてつくっていくんだと、そういう思いでこの見直し作業には当たっていただきたいと思います。そのためには、やっぱり検証時期をできるだけ早くして、きちっとした検証をする。それを後期に生かすと、そういう心強いつもりでお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

発言番号11番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○7 番

通告に基づきまして、大きく4点にわたって質問させていただきます。

まず、可燃ごみ減量へ生ごみ堆肥化の推進をということで、昨日の稲月議員との質問とも若干重なりますけれども、また違った視点でも再質問等させていただきますので、よろしくお願ひします。

清掃センターの焼却炉は平成4年に建設され、25年が経過しました。焼却炉の耐用年数はおおむね25年から30年ぐらいとのことですから、今後、数年後には可燃ごみの処理をどのようにするのかの対応が必要になります。当然、方針を策定して今後に備えなければなりません、この点について、町の現時点での考えをお聞かせください。

また、この問題での近隣自治体の動向は、広域での焼却施設建設に参加する自治体、三郷町や安堵町、上牧町などですけれども、それと、民間に焼却を委託する自治体、これも今、斑鳩町が行われています、に分かれています。本町は広域に参加しないことから、独自に焼却炉を建設するか、民間に委託するかのどちらかにならざるを得ません。町単独の焼却炉新設は財政面等から現実的

ではないと考えます。そうなると、焼却については民間に委託せざるを得なくなると思いますが、町の見解はいかがでしょうか。

次に、可燃ごみの焼却処理について、今後、町の方針がどうなろうと、廃棄物の減量化とリサイクル率の向上は避けて通れません。可燃ごみを減らすのに最も効果があるのが生ごみのリサイクル堆肥化です。3月議会で、我が党の稲月議員が、生ごみ堆肥化実施に向けた具体的な計画を示すよう求めたのに対して、町の答弁は、新たにごみを回収するシステムが必要となるので、現状の収集体制で行うには人員、収集車両ともに不足することや堆肥化施設の臭気の問題などを理由に、生ごみ堆肥化は困難というものでした。この答弁は、廃棄物の減量化、資源化に本気で取り組む姿勢がないことを公言するものだと考えます。なぜなら、堆肥化が困難な理由として挙げている収集体制と臭気について、実際に実施している斑鳩町では、この両方とも問題にはなっていません。堆肥化施設も必要ありません。斑鳩町の生ごみ堆肥化事業をモデルにして、本町でも本格的な生ごみ堆肥化事業を進めるべきだと考えます。町長の見解はいかがでしょうか。

大きい2点目は、くろもと団地の管理についてであります。

町営住宅くろもと団地の管理については、くろもと団地は他の町営住宅と違って、入居者が共用する施設があります。団地建物と敷地内の電灯等の電気代と蛍光灯の取りかえについては、居住者や若井大字の役員の方が徴収や支払いをしています。公営住宅の共用部分の管理については、公営住宅法に明確な取り決めがないことから、ほとんどの自治体は居住者が自主的に管理してきたようですが、居住者の高齢化等もあり、家賃と合わせて徴収する自治体もふえています。くろもと団地でもこの数年は大字総代が徴収を担当されていたようですが、相当な苦労があると聞いています。本町でも家賃と合わせて徴収すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

大きい三つ目は、今年度採用職員の昇級ルール改悪の撤回をと出させていただいています。今年度採用の職員から、職員組合との合意もなく町長が一方的にこれまでの昇級ルールを改悪する規則改定をしました。この問題について質問します。

労働基準法は、第2条で「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」としています。また、同法第3条では「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取扱をしてはならない」と明記しています。今回のルール変更は労働基準法に抵触すると考えますが、町長の見解を求めます。

最後の4点目は、榎原地区の農地への土砂不法投棄の早期改善をとということ

です。この問題については、昨年の6月から定例議会ごとに取り上げてきました。目的は言うまでもなく、違法、不法に農地に搬入された建設廃材や土砂を撤去して、農地への原状回復を図るためです。この間の質問で、当該農地への土砂搬入が農地法に違反することが明確であり、搬入された土砂には建設廃材など産業廃棄物が混入していることから、廃棄物処理法違反が濃厚なことのほか、都市計画法や建築基準法に違反するおそれもあることが明らかになりました。

また町自身は否定していますが、問題を町が把握したとされる平成24年5月からの町の対応、所管する県へ通報しなかったことなど、町の対応のまずさが結果として違法状態を拡大することにつながったことも明らかになりました。この件の質問は今回5回目になりますが、詳細は省いて3点に絞って質問します。

1点目は、町は、この問題を把握した平成24年以降も指導を続けてきたと答弁していますが、町の指導の経緯の資料では、24年5月に行方者へ専有物の撤去と水路の復旧の指導をただけで、その後は323番の所有者や地元農業委員からの通報や問い合わせに対して、行政として行方者に土砂等の搬入をさせない。搬入済みの土砂の撤去をさせるといった実効ある指導を全くしていません。まさしく法令遵守を放棄したとも言える町の怠慢が今日の事態を生んだと言えます。それを認めるべきです。町長の見解を求めます。

2点目は、3月議会での私の質問以降、どのような指導がなされ、どのような変化があったのか、具体的に説明してください。

3点目は、この問題をどのように解決しようとしているのか。町当局の今後の解決に向けた方針を具体的に説明してください。

以上、大きく4点について、町当局の明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

1項目め、可燃ごみ減量へ生ごみ堆肥化の推進をの御質問にお答えいたします。

1点目の可燃ごみ処理の方針についてであります。議員お述べのとおり、平群町の焼却炉は、稼働後25年がたっていることから施設の傷みも激しく、今後どのようにしていくかを具体的に検討する時期に来ていると考えております。

2点目の具体的な検討内容についてであります。単独での焼却炉建設につ

いては、国庫補助の採択要件を満たすことができませんので、建設にかかる費用の全てが町単独費になることから実現的ではありません。そのため、近隣市町村との広域化もしくは民間委託を検討するわけではありますが、現在、天理市において建設が予定されている広域化の検討に平群町は参加しておりませんが、それとは別の枠組みで広域の連携が図れないかを検討する勉強会がございます。本町といたしましても、この勉強会に参加しておりますので、今後、具体的な話し合いがされると思われませんが、現状では広域化も民間委託も検討材料であると考えております。

3点目の生ごみ堆肥化についてであります。現在、斑鳩町で行われているモデル事業を例にしますと、各集積所から積みかえ場までの収集、運搬を町内の業者へ委託しており、積みかえて堆肥化するまでの一連の処理を県外の業者へ委託しております。平群町で同様の委託を検討した場合、モデル事業として全体の4分の1の事業料での試算となりますが、集積所への生ごみ回収容器の設置から、容器の回収、コンテナへの積みかえ、容器の洗浄などの収集、運搬に係る作業の委託費に約1,150万円の試算であります。積みかえたコンテナを県外にある施設へ運搬し、堆肥化する処理の委託費に約408万円、合わせて1年間に1,558万円の経費が必要となります。

また、現状で清掃センターの場内において、積みかえを行う作業スペースを確保することは難しく、財政状況ともあわせて、生ごみの堆肥化を行うことは困難な状況であります。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

数字のことは、ちょっと今聞いただけではメモできなかったから、わかんないですけども、とりあえず今の焼却炉、どうなるかわからんと。ほんで、今の答弁だったら、別の枠組みでの広域化もっていう。もうこれは過去から、例えば、中南和の地域の行政と一緒にってというような話があったかなというふうには思うんですが、ただ、それね、例えば、あと5年しかないとしたら、焼却炉が、これまでも相当焼却炉については、年間多いときだったら5,000万、6,000万の維持費というか修繕費、計上せざるを得なかった。今の課長の答弁で数字全部足したら幾らになるかわからんけども、その程度だったら焼却炉の修理費で十分賄えるんじゃないかなって、私は今ちょっと思いました。

その辺の細かい点は、きょうはちょっと詰めるだけ私、資料は持ってません

が、ただね、あなた、この前ね、3月議会で稲月議員の答弁で、臭気がするとか、場所がないとか、そんな答弁してんのよ。斑鳩町見てきたけど、場所なんかほとんど要りません。きょう持ってくるの忘れたけど、バケツ。昼から帰って持ってこようと思って、ちょっと慌ててたもんだから忘れましたが、本当に簡単にやってるんです。ほんで、きのう、キエーロの話もありましたから、きょう見させていただきました。確かに何も問題がないんだったら、あれが一番いいです。金一銭もかかりませんから。普通の土でいいということですからね。容器だけ、例えば1,000円か2,000円する容器、大量に購入すれば安く入るわけだから、それを使って各家庭に配ればええわけやからね。土はどここの土でもいいんだったら、平群町には山いっぱいありますから土なんかどうでもなりますからね。それを、あの大きさだしたら、横1メートル、縦50センチ、深さも60センチか70センチでしょう。ふたは密閉じゃなくて、ちょっと空間あいたやつ。例えば、ポリ容器なら穴あければええわけやからね、上のほうに。じゃあ、それ、配ったらいいじゃないですか。

例えばね、斑鳩町で何でこんだけ生ごみ一生懸命やるかわかりますか。一つは、焼却ごみを民間委託にしているからですよ。斑鳩町は、平群町よりずっと可燃ごみの量少ないんですよ。人口は1.5倍ありますけど。今、平群町の可燃ごみの28年度の家庭系の可燃ごみは3,168トンですよ。斑鳩町、2,502トンですよ。もうこれだけ見たって、本当ならこの数字逆でないとおかしい。ほんで、平群町は有料化まで一生懸命減量したけど、その後は、単に1年1回、フェスティバルか何か知らんけどやってるだけで、午前中だけちょっと見に行きましたけど、あれでごみ減りますか。もう最初ぱっと行って、見て、がっかりしました。多くの人、来られてました。それはええことです。関心持ってはんのもええことです。でも、ごみ減らすような状況になってないよ、あれ。ただ、有料化したがための、町長の要するに単なるパフォーマンスじゃないですか。そのごみ、ふえてるんですよ。

それと、一番言いたいのは、だから、斑鳩はそれ何でかっていうと、当然燃やすのに民間ですから高くつきますよ、当然。初期経費が要らんからね。平群町の場合、自分のとこの自前の焼却炉があったら、ランニングコストは要るけれども、もちろん初期経費が毎年毎年かかってくるわけじゃないけれども、だから高いんですよ。1トン当たり3万4,000円、斑鳩町、払って、三重県のほうで燃やしてもらってるわけでしょう。そしたら、燃やすごみをどんどんどんどん減らさないとすごい金かかるからですよ。例えば平群町の場合、3,168トン、これ全部、斑鳩と同じような形で民間で燃やしたら1億770万かかるんで。だから斑鳩町は、そんな金かからんようにできるだけ、それを住民

の方にも一生懸命アピールして、そのためにどうするかっていったら、生ごみを完全に分別できれば、それだけでどんどん減るわけです。

例えば、斑鳩の資料で見るとね、減り方がやっぱりすごいんですよ。ごみの減り方がね。要するに、生ごみの堆肥化をやり始めた、昨日、稲月議員からも紹介ありましたけども、平成21年からやり始めてるんですね、そのときの斑鳩の家庭系の可燃ごみは3,536トンやったんです。それが昨年、さっき言ったように2,502トンです。3割減ってるんです。集めた生ごみは385.38トン。今もう400トン近くなってるらしいんですね。週2回集めて、1回に大体2.5トンから4トンぐらい。

ほんでね、聞いたんですよ。経費どうなのって聞いたら、もちろん生ごみ、町内の収集は町の職員がやるんですけども、あと、町のヤードがあれ、場所は斑鳩東小学校のすぐ近くにありましたけど、そこへもう置いとくだけです。そしたら業者さんがトラックで来て、それを積んで持っていくと。週2回だけです。大体、職員の収集も1日二、三時間ということです。要るのも、要するに家庭用のこれぐらいのあれですかね、持ってきたらよかったですけど、EMボカシのバケツなんですよ。それを使って、ほんで、それを町内150カ所ぐらい置いて、それぞれのやってる、自治会でやっているとところもあるし、個人でやっているとところもあるんですけども、90リットルのポリバケツが置いてあるんです。それは、その前の夕方に設置されるんです。次の日、朝、住民の方が自分のところの生ごみ、週に2回ですから3日分か4日分ですね、それをそこに入れるだけです。そしたら、もう決まった時間に職員が集めに来て、それだけのことなんですね。

職員の人数ふやしましたかって言ったら、いや、そんなことはないということですから、そんなに大変な作業でもない。いや、もちろん特殊な車もちょっと入ったりしてますから、全く経費要らないとは言いませんよ。せやけどね、余りにも、うちはやりませんみたいな話、今、要するに焼却炉が25年もたって、いつ建てかえなあかんかわからん、いつ潰れるかわからん状況の中で、ちょっとでも燃やすごみを減らすという観点がないのかなと。

ほんで、私、一番聞きたかったのは最初、1、2番の質問ですよ。どういう方針立てるとか、全然方針立ってないじゃないですか、今の答弁やったら。検討する時期来てるって、当たり前やん。誰が考えたってわかるやん、そんなもん。これ、答弁か。検討する時期に来てる。ほんで2番目が、じゃ、町としてはどうするんですか。ほしたら、二つ考えてるって。考えて、ほんで広域にも参加したって、広域に参加してんねやったら、どこまで進んでるか答えてくださいよ。それ、答えないとわからないでしょう。その2番目の何でそうなんの

か、答えてください。

ほんで生ごみを、キエーロの話を僕、質問出してないから答弁はいいですけども、あれにも欠陥はあるんでしょう。いや、きょう朝、中村課長に聞いたら、「いや、もう全てオーケー」と。全てオーケーやったら全部配りなさいよ、住民に。できるだけ広がるようにしなさいよ。それだけでごみ、すっごい減るんですよ。斑鳩は1万2,000世帯のうち7,000世帯近くが生ごみ堆肥化に参加して30%燃えるごみを減らしてるわけですよ。ほんだら、平群町だって、それをどんどんどんふやしていったら燃やすごみどどん減らせられるじゃないですか。

どっちにしたって、広域化だって、天理だってこれからまだ10年先の話ですよ。ほんで今、平群町も参加して話し合いしとるとこだって、天理で10年先、じゃ、そこだったら何年かかるかわからんでしょう。例えば、上牧のように、上牧、今、民間委託してるんですよ。そうですよね、たしか。違うかったら違うって言ってね。ちらっと聞いただけやから。上牧は天理のやつに入ってるんですけど、天理の清掃センターができるのがまだ先だから、だから今、民間や。多分これ、斑鳩と一緒にようなところへ民間委託してると思うんですよ。ほんだら、この金かかるんで。平群町だってそういう事態、陥りかねないですよ。そのためにもできるだけゼロに近づけてく必要があるわけでしょう。もう一度その点を答えて。もう一度その点というか、最初の答弁なんかまともな答弁じゃないですよ。1、2、もう1回答えてください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

1点目から再答弁ということになります。ごみ処理の方針についてということでの質問で、先ほど回答したとおりでございますが、今後どのように、具体化、検討するということの、今、議員もおっしゃられたように、天理で10年ちゅうことで、新たに初めから考えたかなりの年数がかかります。平群町としましては、もう当初から、できるだけ長く使えるということで、その中でもいろいろ平群町に合う広域のパターンをいろいろ勉強会に入りながら、平群町に合う手法で可燃ごみの処理を考えているところでございます。

それと、2点目の広域化ということで回答しましたが、その勉強会は今まで2回、ことしの2月に第1回目ありまして、第2回目が5月にありました。内容としたら、市町が掲げる現状と課題の意見交換とか施設の老朽化の問題の調査、検討とかその辺の話をしたところでございます。それと、先ほど初めのほうで、3月議会で私の答弁が、臭気をするという答弁したということでおし

やられましたが、臭気対策をされてるということで答弁したというふうに記憶しております。臭気がするというふうな答弁をしておりませんので、確認しておきます。

それと、斑鳩町の可燃ごみが少ない。これは、かなり努力されてることもありますが、斑鳩町と平群町ではごみの収集の分別の仕方が違います。斑鳩町はプラスチック類全てをプラスチック処理で委託しております。その部分が大きな差となっていると思っております。平群町の場合は、容器包装物のみの資源化としてますが、斑鳩は全てということのその辺の差が大きいと思います。

それと、斑鳩町の生ごみ、7,000世帯で383トンということで議員おっしゃられてましたが、その分と可燃ごみ2,500トン足せば2,800トンでございますが、その21年のときは3,500トン。

○7 番

課長、質問と違うことを答えてるよ。

○住民生活課長

いや、質問に合ったことを答えています。

○7 番

ごみの多い少ないの話なんかしてんの違うねや。可燃ごみの多い少ないの話をしてんねや。

○住民生活課長

いや、可燃ごみ多い少ないの答弁しています。

○議 長

ちょっと待ってくださいよ。答弁、ほな、お答えください。

○住民生活課長

余計なことかどうか知りませんが、町の答弁として答えています。

発言する者あり

○住民生活課長

そういうことで、平群町としてのごみの一番いい方法で可燃ごみについても検討を進めてまいります。

○議 長

山口君。

○7 番

一番ええ方法でして何でごみふえんのや。それから、私、言っとくけどね、廃棄物の総量はもうこれからは問題にはならないのよ。要するに、燃やしたり

埋めたりするのをどれだけ減らすかっていうのが一番問題なのよ。だから、リサイクル率がどれだけ高くなるかですよ。だからね、さっき斑鳩の場合は廃プラがどうのこうので平群と集め方が違うって言うけどもね、燃やしてる量から言うたらそうなるやん。ほんだら、平群町かて同じように全部プラスチック、廃プラ別に集めてるじゃん。でも、斑鳩並みにいってないと。甘いよ。燃やしてる分も相当あるっていうのやったら、もっと徹底したらいいじゃない、それやったら。どこへ話持って行ってんねんな。

いかに燃やすごみを減らすかで質問してんねんでしょ。その前提となるのが、平群町の清掃センターの焼却炉がいつまでももたないということが、もう前提になってるわけでしょう。そこも含めて平群町としてどういう方針立てんねやっていう話を聞いているわけやんか。そしたら、2回広域で話し合いをしました。いつできるかわからんような話。もうおととしから話やってる天理が、まだ10年先よ、実際にでき上がんのが。実際に施設が稼働すんのが。それまで平群もたなかったらどう。そこには入らへんのやから、もっと後になるかもわからん。ちゃんとした施設をつくろう思うたら何年もかかるわけでしょう。それを言うてるのにやね、さっきの答弁やったら何も考えてませんという答弁やで。

焼却炉が使い物にならんようになったとき、そのときに考えますということか。町長、そういうことですか。何の政策も持ってないんですか、この問題で。そこを聞いているんです。そこが一番大事なんです。その政策に合わせて燃やすごみをどう減らすか。いや、減らす方法は、中村課長が推進してるキエーロで、それで金かからんやったら金かからん方法でやってくれるのが一番いいんです。それが現実的であれば。何も斑鳩のまねを絶対しろと言ってるわけじゃない。そこを言ってるんだから、方針がどうなのかということやから、町長、教えてくださいよ。

○議 長

町長。

○町 長

平成25年の10月から家庭ごみ有料化させていただきまして、長きにわたって住民説明を行った結果、多くの住民の皆さんの御協力を得て、平成26年は大きな効果が出たわけでございます。当然これは、焼却炉の延命の問題もございまして、経費の問題もございまして。そういうことから取り組んでおるわけございまして、斑鳩方式がいいのかどうかということもありますけども、平群町といたしましては、まずは町民の皆さんの御協力をいかに得られるかということが一番大切かなと思っております。

したがいまして、ことしのごみ減量フェスタにおきましても、さまざまなデータを提示しながら、町民の皆さん、お一人一人に、どうしたらごみが減るかということを考えていただく機会を提供しているわけでございます。そのほか、広報等におきましても町民の皆さんに動機づけといたしまして、ああ、こんだけ頑張ったら税金がこんだけ助かるんだなというようなことも含めましてですね、今後も広報をしっかりとしていきたいなど。

まず、ごみの現状ですね。組成分析も含めまして、どうすれば一番ごみが減るかということをお示ししていくという努力をいま一度、平成25年の有料化のときに立ち返りまして、やっていかなきゃならないなど。

それと、あわせまして今後、先ほどから申しております、もう焼却炉の延命にも限界がございますので、当然これは、先ほどから申してますように、民間委託あるいはまた広域化による、連携による組合方式になるんかどうかわかりませんが、その両にらみで今現在、話を進めております。これは県も入ってやってることでございますので、相当県も力を入れていただいておりますので、我々参加自治体も真剣にこれは取り組んでおります。そうすることによって、国の補助金も得られるということでございます。

おおむね、遅くとも10年ぐらいをめどにこれは解決していかなければならないと思っておりますので、それまでの間はいかに平群町のごみの処理経費をできるだけ減らすと。減らすためには処理の約2億4,000万かかってます。処理費用ですね。いかに減らすかと。その第1は、やっぱり可燃ごみを減らすということが一番でございますので、そこは町民の皆さんのしっかり合意形成を図りながら、協力をいただくということが今は一番大切なことであると考えて取り組みを進めてまいります。

○議長

山口君。

○7番

じゃあ、今の答弁でしたら、県が進める広域化に平群町としては積極的に参加していくと。それならそれでね、もうちょっと、まだ2回しか話し合っていないという、今さっきの課長の答弁でしたけども、それだったらもうちょっとね、じゃあ、どういう方向でいくのかっていうのはね、私はある程度議会には、いや、もちろん今からの話ではあるけれども、大ざっぱにこれぐらいのスタンスで進めていると。いや当然ね。昔、何年前でしたか、僕がまだ国会議員の秘書してたときですから、もう相当前ですけど、要するに50万人以上のごみでない新しい清掃センターは建てさせないという時期がいつときあった。ダイオキシンの問題が出てすぐのころです。ありました。そのときに、じゃあ、奈

良県、二つか三つしかつくられへんなという話をしたことがあるんです。

平群町がどうだったか知りませんが、中南和の橿原市や高田市なんかがですね、当時ですよ、橿原がどっかあの辺で、じゃあ50万人ぐらいの規模で建てようかという話を、当時は厚労省じゃなくて厚生省でしたけども、厚生省に話を行ったときに、うちの議員らがどういう態度だったかちょっと覚えてないんですけども、そういう話がいろいろ出て、調査したこともありました。ですから、それがまた今出てきてるんだろと思うんです。

今、知事は一生懸命に奈良モデルっていうことで、市町村合併しなかったかわりに、あちこちくっつけて、広域で何でもやろうというみたいですから。私ども、あんまりええように思ってませんけどね。それはそれとして、ごみの問題は広域でないと解決できないというふうに思いますんで、それはそれで進めていただくのは結構なんですけど、それだったらもうちょっとね、平群町はあと5年、町長は今10年とおっしゃったけれども、それはわかりません。もったとしても、毎年毎年すごい何千万という千万単位の金が修理代に出ていくということになれば、やっぱりごみ減らす、それはもう町長も同感ということでしたけれども、そこにやっぱり重きを置かざるを得ない。

じゃあ、生ごみは延命化のためにも燃やさないほうがいいっていうんであれば、斑鳩のように堆肥化するか、そのキエー口をもっと積極的に推進してですね、ちまちまと役場のあそこで、とりあえず実験やということやってますけども、もっとモニター募ってですよ。100人、200人ぐらいのモニターならすぐできるでしょう、今だったら。そんなに大きいものじゃないし、平群町は一戸建てが多いですから。庭に置いたらいけるわけですからね。じゃあ、それをしっかり進めるとかね、そんな話全くないんですよ。3月議会の稲月議員に対する答弁でも、昨日の答弁でも。

ほんで、課長は自分でつくって、手づくりのやつやって、一生懸命やって、そんなん一生懸命やるんだったらもっと。それも大事ですけども、住民にもっと広げることを考えなさいよ。ただ、あれもいろいろ意見あるんでしょう。私は、きのう初めて聞いたからよくわかんないですけども。要するに、においがしないけども虫が湧くとかね。

だから、モニター募って、いろいろやってみて、こうやったらうまくできましたと。ほんで、全国的にいろいろ進めてるところ、いっぱいあるんでしょう。そういうのも研究して、じゃあ何で進めないんですか。そういうことが大事だって言ってるんですよ。何も斑鳩町のやり方を全てそのままやれっていうことじゃなくって、金が要らないんだったら、それが一番ええです。私もそう思いますよ。私も実験させてもらいます。あれぐらいやったら私でも、生ごみ出た

やつをそのまま放り込めばええだけやから。ちょっと土ほじって埋めるだけで済むんだったら、そんな手間もかからんし。ごみ出しするようなもんですから。ちょっとそれはだからね、そこんところはもうちょっと町としても考え。

町長、何か言いたいそうですから、どうぞ。

○議 長

はい、町長。

○町 長

全くおっしゃるとおりでございまして、これまでもごみの堆肥化につきましては、住民の皆さんの協力を得ながら進めてきたところでございます。御指摘のように、平群町は戸建て住宅が非常に多い町でございますので、少なくともうちの家でも小さな庭がございますので、そこで堆肥化するというようなことは大いに可能性がございます。

そういうことで課長は、そういう方向に向けて、うちの担当課も努力をしているわけございまして、一つは、ごみの堆肥化の推進と、そして、それは平群町の場合は、個々の御家庭に御協力を願うということございすけども、それと、この紙・布類の分別資源化ですね。この二つを今後、重点的にですね、住民の皆さんに御協力を求めています。

求めていくについては、現状ごみ処理経費に2億4,000万かかっています。そういう、例えば、燃やすのにその40%近くがかかっているよというようなこともあわせて住民の皆さんにお知らせすることによって、例えば、じゃあ、うちの家では30リットルを1週間に1回出していると。これ1回出したら260円焼却にかかる。これが30リットルじゃなしに、頑張って20リットルに減らしたら175円で済んで、差し引き大分助かると。何ぼですか、75円か85円助かるといような、例えば、そういうような動機づけも含めましてですね、町民の皆さんに清掃センターの現状と経費の動向とそういうことを訴えながら、町民の皆さんにも堆肥化、分別の御協力を得る努力を今後より一層、特にことしにつきましては、頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

まさにおっしゃるとおりなんですよ。斑鳩もそれをやってるんです。さっき言った燃やすごみ、燃やしたらトン3万4,000円ですけども、堆肥化にかかる経費は1万9,000円なんです。委託料ですよ、全部じゃないですよ。だから、そこだけ比べると、だから1トン減らすことで、1トン燃やすごみを

生ごみの堆肥化に変えることで1万5,000円斑鳩町は助かるんだというのを住民の皆さんに知らせてるわけです。それから相当ふえていったんです。だから、力入れてやってるんです。だから、平群町はキエーロでも何でもいいですけども、それもだから、いろいろ問題出るようやったらやらなあかんから、もう具体的に進めてくださいね。

一番大事なのは、町長もおっしゃったように、動機づけとして、町の財政も助かる。その分、福祉に回せるということであれば、住民の方もですね、それと意識づけ、動機づけと、それがくせというか普通になれば、ごみ出すのと一緒で、そんなことが別に邪魔臭いとかそういうことにならずに、それが普通に行ける、日常的にできるということが大事なんで、それは町長、言っていたんで、ぜひその方向で進めていただいて、それを早い時期に具体化して進めていただくように。また、9月議会には、町としてはこのように今進めてるというのをぜひ出していただきたい。

同時に先ほど最初に言いました、知事が、県が入って進めてる広域化についても一定議会のほうには、今どういう状況かというのは報告していただきたい。いや、要するに県が入ってるんだったら、県としては、いや、そのとおりいくかわからんけども、5年後には、場所は別にしてですよ、こういうものを、人口規模30万なら30万、40万なら40万の清掃センターを建てるんだという方向はある程度出るとか、全く出てないなら出てないでもいいですけども、それがいつごろ出て、どういうふうになるかというそういうこともですね、スケジュール的なこともぜひ説明していただきたい。このことをお願いして、1番目はこれで結構です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

山口議員、2点目のくろもと団地の管理についてお答えさせていただきます。

公営住宅の共益費の徴収、支払い方法については、入居者による地元自治組織によるものや自治体が行っているもの、その他管理人を置くなど方法はさまざまであります。町営くろもと団地においては、町内にある他の町営住宅と違い、集合住宅となっており、階段や踊り場など入居者が共有する部分や施設があり、そこでの照明器具の電気代等については、共益費として入居者が共有してその費用を負担し、またその徴収や支払いに関しても入居者や大字役員でいただいております。ただし、近年は入居者の高齢化や共同体意識の希薄化により、その徴収や支払いに当たっていただいている方々への負担や御苦労については、町としても察するところでは、したがいまして、共益費の徴収につ

いては、入居者や大字の関係者の意見を伺う中で、よりよき徴収、支払い方法のあり方を町としても前向きに検討したいと考えます。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

答弁としてはそれで結構だと思うんです。ただね、時期は切っていただきたい。そのことが原因で病気になったとは言いませんが、前総代さんはですね、もうとにかく、あそこ3棟ありますから、12×3で全部入居されたら36戸ですけども、その36戸集めるのにどれだけの労力と時間を要するか、これは1回聞き取っていただきたい。もうしてんのかどうかわかりませんが、もうとにかく大変な状況なんです。決算のとき、いつも問題になる収入のところね。これはくろもと団地だけじゃないですけども、町営住宅全般ですけども、滞納金がすごい問題。だから、要するに家賃さえも滞納してるところが結構あると。そんな中で電気代だけを集めるってのは、まあ、そら、行っても、今、金がないとか言われるとか、いつまで待ってくれ言うて、その日行ったらいないとか、もう何回も行かないとだめだという。

京都市が条例だったと思います。京都なんて市営住宅むちゃくちゃ多いですから、そこでやっぱり、その高齢化の問題で、京都市も条例つくって、家賃と一緒に市の、京都市は政令市ですから多分住宅公社か何かあるんだと思うんですけども、そういうところとか、市のどっかの部門が担当してやってると思うんですけどもね。町のほうでももちろんどなたか、例えば、雇ってやるのかどうかわかりませんが、ちょっと期限を切ってね、やっていただきたいんで、今年度中に何とかしていただけますか。その点、もちろん絶対にやるということになるかどうかは別にしてね。それぐらいの気持ちでやっていただきたいんですけども、担当課としてはどうでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

再質問にお答えします。

実際、徴収していただいている方々の御苦勞というのは、先ほどの答弁でも申しましたが、御苦勞されているというのは認識を持っておるところでございます。町が徴収実施する時期ということで、明確にということでございますが、町といたしましては、現在の徴収金等も含めて実情把握というのをまずはやりたいと。正確なものを。その上で速やかに対応したいということで考えており

ますので、時期の明言についてはちょっと御勘弁いただきたいと思います。

○議 長

山口君。

○7 番

じゃあ、実情調査ってもう大分前に言ってんねんけどなあ。きょうまでに実情調査してほしかったなあ。はっきり言うけど、4月に1回話して、ほんで5月の中旬、要するに連休明けまでちょっと待ってくださいということで連休明けに話聞きに行つて、もうそっからでも1カ月になるんやから、その間に実情の聴取ぐらいしてもらわないと。いろいろ忙しいんでしょうけど。いや、そう言うんだったらよ、俺も言いたなるわなあ。だって、4月に最初に話行つて、ほんで、そのときはちょっと調べてということだって、5月の中ごろに話したでしょう。ほんで、6月議会で一般質問するから、そのときにはきちっと答弁できるようにしてくださいねっていう非常に親切な対応をさせていただいたんですが。

だから、今の答弁でええのよ。最初の答弁でええんだけど、それはもちろん期限切れないの、それもわかります。でも、これから実情を聞くっていうのはちょっと。それ言わんかったら今の話はせんかったやけどやね。それはそう言わざるを得んわね。だからもう、それはじゃあ、くどくど言いませんが、早く、迅速にやつて、9月ぐらいに中間報告ぐらいは、いや、議会でなくていいですよ。議会での質問ですから、議員全員に文書を出せるんだったらそれでもいいですけども、中間報告ぐらいは9月議会にさせていただいて。私は、切りのええところで来年の4月からはそういう体制にさせていただきたいなというふうに思いますんで、そのことは苦言とお願いを言つて、この件はこれで結構です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

3点目の今年度採用職員の昇級ルール改悪の撤回をということでございます。

議員から御質問がある規則改正は、上位の級への昇格する際の昇格試験の受験資格の年数であります。国、県、近隣自治体と比較して、1年の在級年数が早いとのことから、町職員労働組合へ協議の申し入れを行い、申し入れの内容の説明を含めて、7回公に交渉を重ねてきましたが、残念ながら合意には至りませんでした。当局側といたしましては、国、県、近隣自治体の状況からある程度妥当な変更申し出であり、交渉状況から引き続き交渉を続けても合意は難しいとの判断から、組合へ申し出た内容のうち、さきに述べました項目につ

いて不利益が生じないと判断しましたので、平成29年度採用職員から適用する規則改正を実施をいたしました。

議員から指摘のある労働基準法第2条であります。対等な立場で当局側といたしましても協議を行っております。また、第3条につきましては、条文で「労働者の国籍、信条又は社会的身分」とありますが、この三つの列挙要因となるもののみを対象としていますので、差別的な扱いを禁止していますので、今回は抵触はしていないと考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

勘違いしてるんちゃう。近隣なんて関係ないですよ。近隣がどういうやり方やってようが、それはそこ、例えば、三郷町や斑鳩町の、三郷は労働組合ないですけども、斑鳩町の職員組合、労働組合がね、斑鳩町の当局とどういう労使交渉をやって、どういう取り決めをしてるかってのは、そんなん近隣関係ないじゃないですか。平群町は平群町の職員組合、労働組合ときちんと話し合いをやって、その合意に基づいて決めていくのが当たり前でしょう。

だから、今いてるといふか、昨年度までに採用された職員の皆さんについては変えてないじゃない。変えられないでしょう。なのに、新しい、ことし入った14人については、違う労働契約結んでるじゃない。こんなこと許されるんですか。そのときはまだ組合員じゃないっておかしいんじゃない。平群町の場合、入ってしもうたら、もう4月1日から組合員じゃないですか。じゃ、今、その14人だけ、平群町の職員、180人ですか、一般正職員というのは。そのうちの14人、差別されてないんですか。じゃあ、例えば、彼らの1人がこれ、訴えたらどうなりますか。差別的取り扱いじゃないですか。誰が考えたって差別取り扱いじゃないですか。裁判したら絶対負けますよ。それを平気でやるんだ、町長は。組合が反対したって、「いや、こんなもん組合関係ない」と。まだ入ってない子らやから。ましてや議会も関係ないと。条例じゃないし。規則変えたらしまいやと。ほんで、ばあっと変えてしまえ。職員との信頼関係ってあんの。町長、あるんですか。そっちの方が心配やね。そんなこと平気でするんだもん。

じゃあ、給料だって勝手に下げたらいいじゃないですか。まあ1回下げましたか、管理職の給料。職員組合が反対したから管理職だけ下げましたよね。あれは、町長の一存じゃなくて管理職全部合意したという話ですけど、陰で聞いたらそんなことないらしかったですけどね。だからね、そんな職員と信頼関

係とれないようなやり方、やめなさいよ。これは何ぼ言うたって平行線やから答弁求めません。でも、これは裁判になったら絶対に町は負けますよ。そのとき町長、責任とれるんですか。まだ1年9カ月たってからの損害ですから、それまでに是正されれば損害が出ませんから、実害が出ませんから。この問題はね。だから、そこんところについては、これはやっぱり、はっきり申し上げとかないと。

3月議会の何の議論でしたか、予算でしたか何かでもちょっと言いましたけども、これはやっぱりね、町長ね、職員との信頼関係失ったら住民が一番迷惑するんですよ。要するに、職員がやる気なくすじゃないですか、そんなん。たとえば、14人新しい募集、何もわからんと入ってきてるから、事前に説明したっていうけど、そんなんわかるかいな、そんなんもん。労働組合のことも全くほとんどわかってない、まだ労働組合員になってない時期にその話されてね、本人らは就職したいがために受けて、どれぐらいの倍率だったんか知りませんが、やっと通ってよかったって思ってるわけやから、その程度の話なら「はい、そうですか」と言うに決まってるじゃないですか。それを本人らも納得してるという答弁してですよ、組合が反対してるにもかかわらず規則は変えてしまう。こんな無茶なやり方ありますか。

手を挙げていますから、どうぞ。

○議長

町長。

○町長

現役の職員の給与については全くさわっておりません。合意が得られませんでしたので、それについてはさわっておりません。しかし、この平群町の現状を見てみますと、平群町は6級制です。6級制をとっておりながら100に近いラスパイレスになっている原因は何かと考えたときに、やはり、1級在職期間が、近隣でいきますと3年、4年あるところを平群町は1年で2級に上がるわけです。ここところが膨れてる。膨れてるために、本来、6級制で通常いけば100にならないんです、ラスパイレスは。なのに100に近づいてるっていうことの原因は何かといたしますと、1級在職が、新入社員が入って1年、実際は1年9カ月ですけども、ということがラスパイレスを押し上げている原因である。これを町民の皆さんが知ったら、皆さん、それは理解しませんよ。でしょう。まずは一つ、それ。

だから、それを是正しなければ、どっかで是正しなければならない。じゃあ、現役からやるかっていったら、やっぱり現役の方は現給保障もございますので、今まで給与カットにも合意していただいて、協力もいただいたんで、現役の皆

さんにはさわりませんと。そのかわり、新入職員の皆さんについては新しい給与制度で、これから時間がかかりますけども、ラスパイレスに反映するのは時間がかかりますよ、5年、10年、がかかりますけども、それが一番町民の皆さんの御理解も得られる方法だということで7回、それでも現役の皆さんの組合の皆さん、7回交渉してます。現役の皆さんの給与はさわってないです。それで合意を得てます。いや、合意は得られませんでしたけども、私は、このことによって現役の職員の皆さんとの信頼関係が壊れたとは思っておりません。また、労働基準法その他にも一切抵触しないというふうに確信をいたしております。そのことを申し上げておきます。

○議長

山口君。

○7番

ラスパイなんて今、問題にしてるんじゃないんです。ほんで、ラスパイが100であろうが、120であろうが、130であろうが構わんのです。極端な話ですよ。町長はそんなに嫌がりますけど、実質平群町が100、生駒市も100、何年か前一緒でした。でも、実質賃金全然違うんですよ。それは前も言ったでしょう。基本給、平群町は大事に、労働組合がこの間ずっとしてきたから、ラスパイは高くなるんです。それは住民の皆さんに説明すればええんです。生駒市と同じラスパイレスやけども、職員の給料は、年収は全然違うんだと。同じ年で同じ勤続年数で。その説明すればいいじゃないですか。奈良市ともそうですよ。それをね、ラスパイレスが。要するに、全国の市町村全部ラスパイレス出ます。それが高いから、それを何か住民から言われたら嫌やて、それはあなたの見えじゃないですか。何か低く抑えてることがええことみたいに、公務員バッシングがええことみたいに思われてるのをあなたが是とするから。是とするから、それが1年9カ月のやつを3年にすればラスパイが下がるんだと。

でも、実質的な給料、そんなに大きくめちゃくちゃ変わるわけじゃないでしょう。1年9カ月が3年になるわけやから、1年と3カ月分ずれていくわけですからね。同じ年でとった場合、1歳3カ月変わってくるんだと思うんですけど、そのことは別にして、そのことと、近隣がそうだと、国がそうだという事とは別なんです。労働組合法とか労働基準法だとか、労働協約とかそういうのは全て、労使で話し合っただけじゃありません。この人たちは、14人は組合員になってないからというのは、こんなもんはごまかしです。給料払うのは4月に入ってからです。労働契約が生きるのは4月1日からです。その前に結んでるじゃないですか。その前に結んでるといえるのか、本人に説明しただけじゃないですか。でも、合意を結ぶ相手は労働組合なんです。それ、労働組合と結んで

ない。このことが労働組合法に違反するのは当たり前じゃないですか。

この前、3月議会では弁護士さんにも相談したと。どの弁護士に相談したか知りませんが、そらね、裁判してみないとわかんないでしょうけども。まず、裁判より地労委のほうに行くんでしょうけどね。そこんところはよう考えてください。それを一方的にやっというてね、組合が反対してんのに一方的にやっというて、信頼関係崩れませんか町長が何ぼおっしゃったって、職員組合のほうは崩れてますよ、そんな。全組合員と交渉したんでしょう。抗議文も受けるんでしょう。抗議はされてるわ、要望書は無視するわ、それでどこが職員との信頼関係がある。

手挙げて何を答えるんですか。同じ話やったらいいですよ。

○議 長

はい、町長。

○町 長

全組合員に集まっていたきまして交渉したのは、現役の職員の削減を、昇級をさわりますよということを交渉したんです。そこで、全組合員の皆さんから反対を受けましたので、そのことについては、私は強行してないということをおっしゃってます。ほんで、新入職員だけのことですね。だから、そのときは組合員の皆さんの意見を尊重して、やってません。強行してないということだけは申し上げておきます。

○議 長

山口君。

○7 番

あのね、そんなこと言ってないんです。だから、組合員やってないのはわかってるんです。やったなんて言ってません。14人の、要するにことし平群町に就職された職員の皆さんが、じゃあ差別されてるじゃないですかと。今、組合員じゃないですか。組合の中で、じゃあ待遇が別になってるんですよ。職員の中で、同じ正職員でありながら待遇、別なんです。問題じゃないのかって。これ何遍言ったって、今、町長わかんないみたいやから、これはもうあれでしょう、裁判か何か。組合がやるんかどうか知りません。僕がするわけじゃないから、わかんないですけども、要するに、そういう職員に対する町長の姿勢が私は間違っている。このことははっきり申し上げて、この件、結構です。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、山口議員の大きな4項目めの榎原地区の農地への土砂不法投棄の

早期改善をについての御質問にお答えいたします。

まず、一つ目の、平成24年5月から平成28年4月まで町が実効のある指導を全くしなかったことにより、今日の事態を生んだ町の責任についてですが、平成24年5月以降の指導については、議員お述べのように、榎原323番の土地に土砂が搬入された通報に対し、行為者に対し、直接に土砂等の搬入をさせない等の指導は行った記録はございませんが、323番の土地所有者より相談を受け、両者の聞き取りをする中で、行為者と所有者の両者間での解決を委ねることが解決策と考え、対応をしていたところです。このことから、前回の御答弁と同じになりますが、これまで問題解決に向け、一定対応を行っており、結果的に問題解決に至っていないことについては申しわけなく感じておりますが、町が責任を負うようなことはないと考えております。

次に、二つ目の3月議会以降、行為者に対して、どのように指導がなされ、どのように変化があったのかについてですが、3月以降の指導については、定期的に土砂の搬入がないかパトロールを行うとともに、5月31日には奈良県と平群町合同で抜き打ち指導を実施しました。当日は行為者の体調不良で現場で直接指導は行えませんでした。関係部局と現場へ立ち入りを行ったところ、土砂から廃棄物らしき堆積物の処理が見受けられ、わずかではありますが、土砂の搬出を確認いたしました。

次に、三つ目のこの問題をどのように解決しようとしているのか、町当局の今後の解決に向けた方針についてですが、このことについては、奈良県と合同の抜き打ち指導の後、そのつど関係部局と協議を行っております。この問題をどのように解決するかについては、行為者には改善の意思があり、少しずつではありますが改善されていることから、引き続き、町を初め関係部局と連携して、外周壁等の建築物の撤去や廃棄物らしき堆積物の適正な処理、土砂の搬出、水路の回復に向けて指導をしていくことで確認しております。今後におきましても、定期的にパトロールや指導を行い、県の関係部局と連携をとりながら、建築物や堆積物の撤去、農地性の確保などに向けて指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

この問題の最大の町のミスはね、24年1月に通報あって、初め5月って言うたけど、24年1月に、この前もらったこの間の指導経緯の中で、道路沿いの外壁の状況、現場確認。これ、農業委員か。問い合わせ者よね。ほんで、

24年5月に323番の専有物及び水路の復旧の問い合わせがあって、行為者への専有物の撤去と水路の復旧を指導したと。このときね、323番じゃなくて、もう一つの前の600、番号出てけへんから、のほうですけれども、もともと早くから積まれたところですけど、これ、土積んでた段階で農地法違反っていうのを、本来なら町、わからなあかんでしょう。だって、農地に土積んであるんだもん、何の許可も取らずに。じゃあ、何でそのときに、これ、あきませんよと、これは違法ですよと、この土は取ってもらわなあきませんよと、土を積んでる人とその農地の所有者に何で町は話しなかったの。まずここが間違ってるやろ。

ほんでね、これ、おっかしな話やけど、平成26年当時、僕もそのときまだ農業委員でした。ぎりぎりかな、25年、26年。25年、26年のときにね、そのときの担当者がこの相談を受けて、そのときに農地に土積んであるからあかんて思うた。いや、農地と理解してあるのかわからんで。要するに農地法違反という理解してなかった。その担当者、もうやめてるから。誰かわかると思いますが。ということはね、町のほうはね、農地に土積まれてんのに違法の認識なかったのよ。それよりも産廃と。要するに323番の地権者が、「わしの土地に勝手に入れられて困ってる」というそこだけを問題にしたわけや。その前の六百何番の早くから積まれてたところについては、本来、もう既にその時点で農地法違反やのに、その指導一切してないんですよ。だから言ってんねやんか。

だから、農地法違反とか産廃対法の関係とか、それでいろいろ県も入ってやり出したのは去年の4月からでしょう。それまでは、要するに水路の復旧とか言うてるけど、農地法違反という認識ないからやね。だから323番のほうは地権者が言ってきたから両方の解決に委ねた言うてるけど、その前の六百何番については、地権者についても、入れてるほうについても何の指導もしてないじゃないですか。それ自身が間違いでしょう。まずそこに反省が、そこに町の責任があるって言うてるんよ。違法やないか。違法なことを見て見ぬふりをしてたのが平群町じゃないですか。県にも通報せずに。いや、そこが問題。それを認めて平群町のほうに責任があるって言うてるんよ。

もちろん一番悪いのは土積んだ人間っていうのはそんなことはわかってるんですよ。せやけど、あんなんいつまでたっても解決せえへんやんか。ほんで、あと、どうするんですか。この間、ちょっとは出てますって、今言ったけど、今もう去年の4月から土入れてないから、本人はあそこへほとんど行ってないんよ。私は毎週1回は通りますから。ずっといてるわけじゃないんですよ。土入れたときは大体朝から夕方までいてたみたいですよ。今ほとんどいないんで

すよ。閉まったままです。ずっとじゃないやろうけど。草ぼうぼう生えてきてるやん。土入れんようになったから、今度は積んだところから草だあっと生えてきた。いつこっち崩れるかわからんポンコツの車がなくなったのかどうかかわからんけど、あの辺もそんなきれいになってないし、だから、そこんところを言ってんねやんか。そこの認識がね、いつまでたたって自分たちの非を認めようとしな。それが一番間違いなんで、非を認めた上できちっとすべきや。

ほんで、これは言っときますけど、4月10日に、僕は去年の12月にはもういったと思ったんですが、4月10日に県のほうが公害調停をきちっと受けましたから。今、調査入ってですね、これから本人の呼び出しの調停も始まると思います。そうなったときにはもちろん、今、土を入れてる本人、それから地権者についても県から呼び出しが来て、公害調停が行われて、どうするかということで入っていくわけですから、それが不調の場合は今度は裁判になるかもわかりませんが。だから、そういうふうにな、何年も何年もかかると、もう既に去年、県が入ってから1年2カ月以上たってるわけですから、もうちょっとね、スピード感持って土を出していただきたいなと。

出してるから、3月までに2トントラック30台って言いましたか。きょう、今の課長の話やったらちょびっと出てるって。ちょびっとってどれぐらいかようわからんけどやね。とにかく間にある水路埋まったら下の農地が非常に迷惑を受けるんで、そこまではとにかく早く、せめてね水路をオープンにできるようにするという。それと、上に載ってるポンコツとか小屋みたいなものとか、ああいう見るからに廃棄物が捨てられてるといような状況の改善を一刻も早くすべきだ。まだ土だけなら見ばえについては、ほんで、それと町道のほうに土砂が崩れないようにきちっとするということを早くしないと、何か災害あつてからでは遅いということも含めて肝に銘じていただきたいと。

これは何回言ったって町は自分の非を認めないんだけど、そのことはこの間の経過がもう物語ってるし、例えば調停とか裁判になれば、そんなん何ぼ口でね、ずっと本人らの話し合いを待ってましたって、法に違反してんのに行政がそれを見んぷりしてですね、本人らの話し合いで解決してくださいって言うほうがおかしいねやんか。もうすぐに県に届けるなり、警察に届けるなりするのが本来の筋でしょう。それを全くせずに放置してたというのが、そこに町にも責任あるって言ってるわけやんか。

もうこれは、これ以上何回言ってもあかんし、ちょうど3時になったら終わろう思うてたから、これぐらいで終わっときますけど、いや、ほかに課長何か言いたいことあんねやったら言ってくれたらええけど、これについてはね、もう毎回聞くよ。今回も認めてへんねん。結局何もしてへんというのは認めてへ

んねん。これは認めるまで聞くよ。その前に裁判で認めることになるかもどうかわからんけどやね。このことは言っておきます。何か言いたいことあんなやったら答弁してくれてもいいですし、それがなければ私の一般質問はこれで終わります。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

あと早くどないするかっていうことなんですけども、長年にわたり積まれたことっていうこともありますので、短期間で行為者に早くっていうところもなかなか難しいところがありますので、実際、期限を決めてっていうことは指導行っていないんですけども、少しずつ改善ということがありますんで、県と粘り強く今後も指導していきたいと。その上で、一定改善が見られた段階でどこまでどうするのか、それは今後協議していきたいと、それは考えております。

以上でございます。

○議長

いいですか。

○7番

はい。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 3時05分)